

第1章 普通会計による財政分析

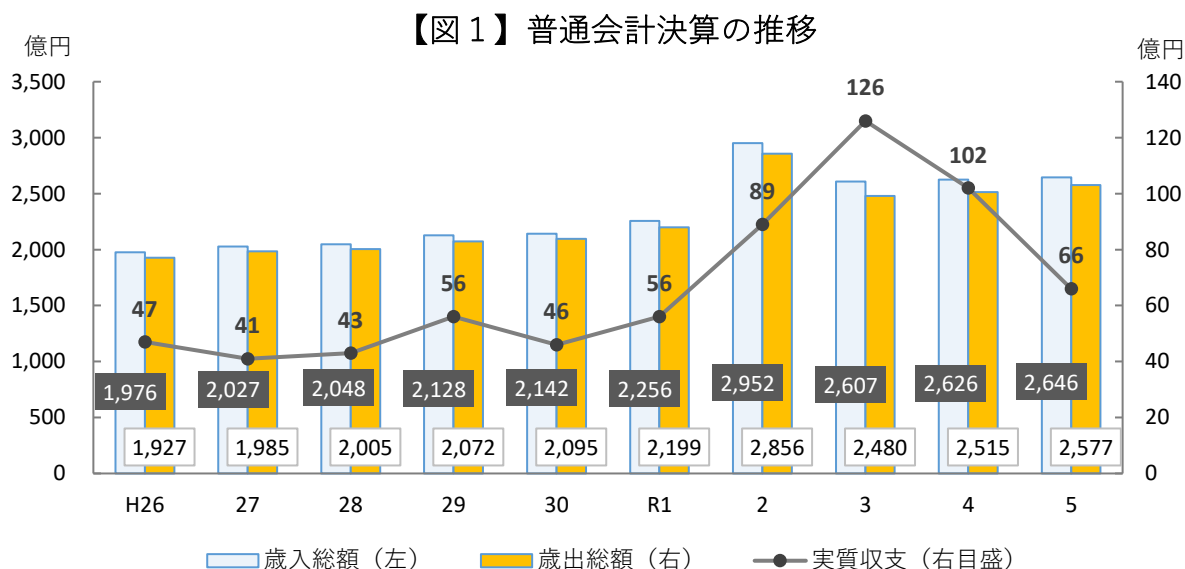
普通会計とは、各地方公共団体の財政状況の把握、比較分析等のため、統計上、統一的に用いられる会計で、総務省が定める基準により、一般会計の数値を再編成したものです。財政白書においては、他自治体と比較できるよう、普通会計の数値を用いて、財政分析を行います。

1 普通会計決算の推移

普通会計決算の歳出総額は、平成28年度から令和元年度には2,000億円台前半で推移していましたが、令和2年度は2,856億円で657億円の大幅な増となりました。

これは、令和2年当初から始まった、新型コロナウイルス感染症の急拡大に伴い、国の特別定額給付金支給経費575億円のほか、新型コロナウイルス検査・医療体制等支援事業を含めた感染症対策などにより、歳出決算が過去最大の規模となったためです。

令和3年度以降については、歳出総額は減少しているものの、新型コロナウイルスワクチン接種事業経費など感染症対策の継続、物価高騰対策としての住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金や、子育て世帯への臨時特別給付金などにより、歳出は2,500億円前後の決算規模となっています。



2 歳入の概要

歳入には、「一般財源と特別財源」及び「自主財源と依存財源」があります。

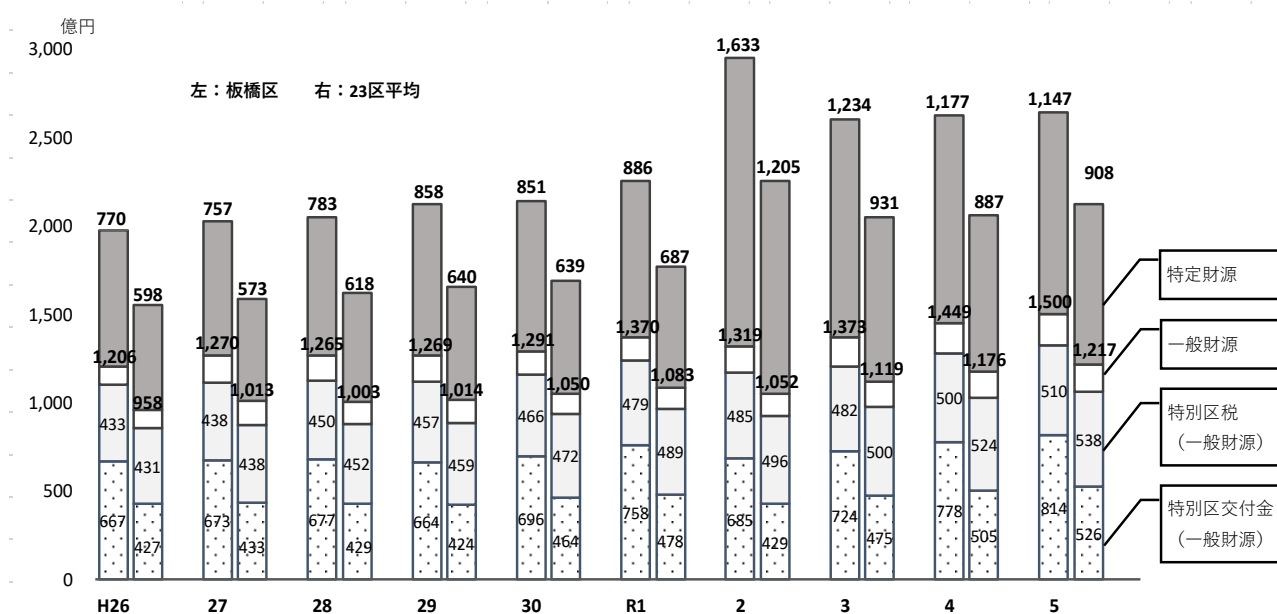
(1) 一般財源及び特定財源

歳入のうち、特別区税、特別区交付金及び地方消費税交付金など使途が制限されないものを「**一般財源**」、国庫支出金や都支出金など使途が特定されるものを「**特定財源**」として分類し、**一般財源**の占める割合が高いほど**特定財源**の制約を受けず財政運営ができるため、財政的には好ましい状況とされています。

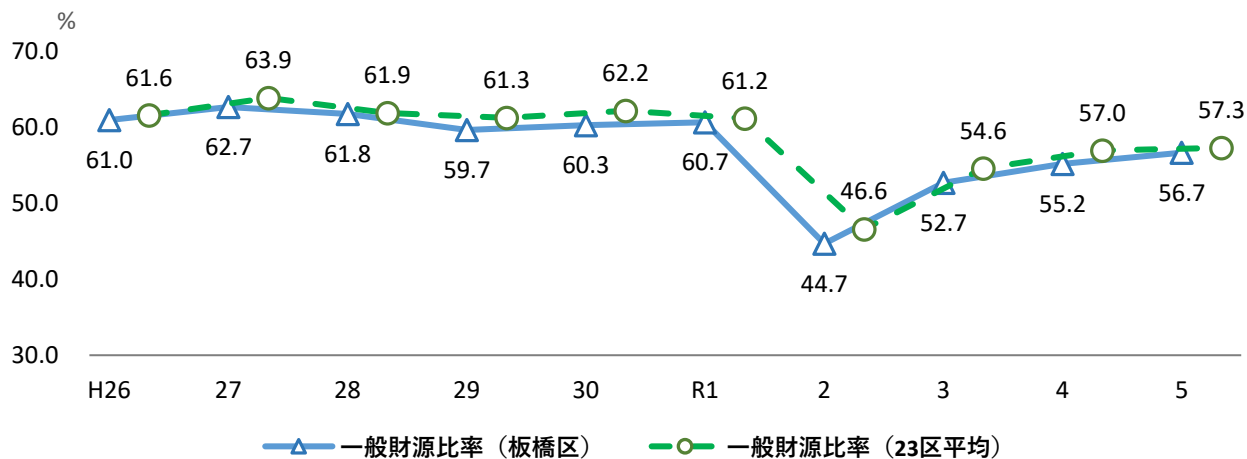
本区の一般財源は、特別区交付金が最も大きく、次に特別区税となっています。23区と比較では、特別区税はほぼ同水準ですが、特別区交付金が平均を上回っています。歳入に占める一般財源の比率は平成26年度以降、60%前後で推移していましたが、令和2年度は44.7%となりました。これは、特定財源である特別定額給付金支給にかかる国庫補助金575億円などの増、一般財源である特別区交付金の減などによるものです。

令和3年度は、特定財源である、子ども世帯等臨時特別支援事業費補助金138億円、新型コロナウイルスワクチン接種関連60億円が増となった一方、特別定額給付金給付金の皆減、特別区交付金39億円及び地方消費税交付金12億円の増により、比率で見ると、前年度比8ポイントの増となっています。令和5年度は56.7%と徐々にコロナ禍前の水準に戻りつつある状況となっています。(図2・3)

【図2】一般財源と特定財源の年度別推移



【図3】一般財源比率の年度別推移



(2) 自主財源及び依存財源

歳入の分類として、「**自主財源**」と「**依存財源**」があります。「**自主財源**」は、自治体みずからが徴収、収納できる財源であり、事業執行するうえで自由度の高い財源であり、主な収入として、特別区税、使用料及び手数料、財産収入などがあります。「**依存財源**」は、国や東京都の定める基準などにより収入される財源であり、主な収入として、特別区交付金、地方消費税交付金、国庫支出金及び都支出金などがあります。

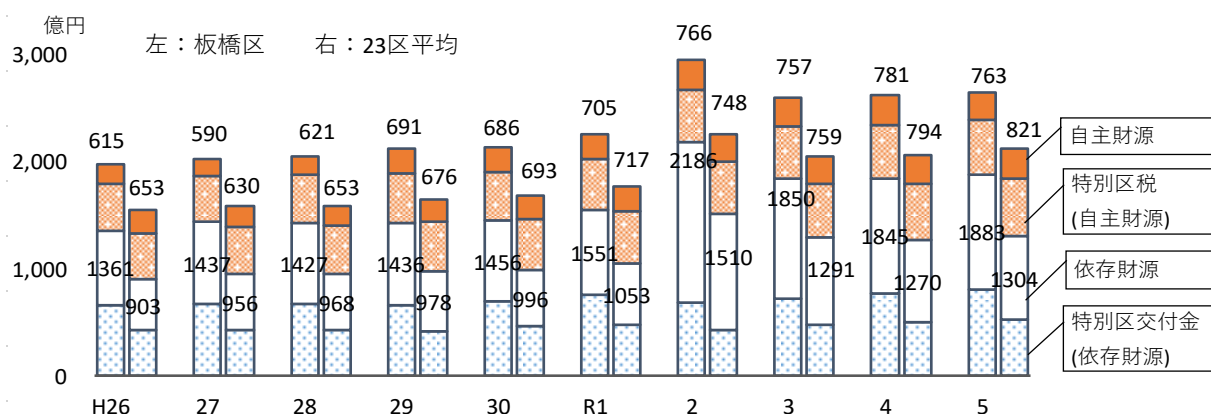
歳入に占める自主財源の割合（自主財源比率）が大きいほど、自治体の財政運営の自主性と安定性が確保できることとなります。

本区は、歳入に占める特別区税などの割合が 23 区と比較して低く、自主財源比率は 23 区平均を下回っている状況です。

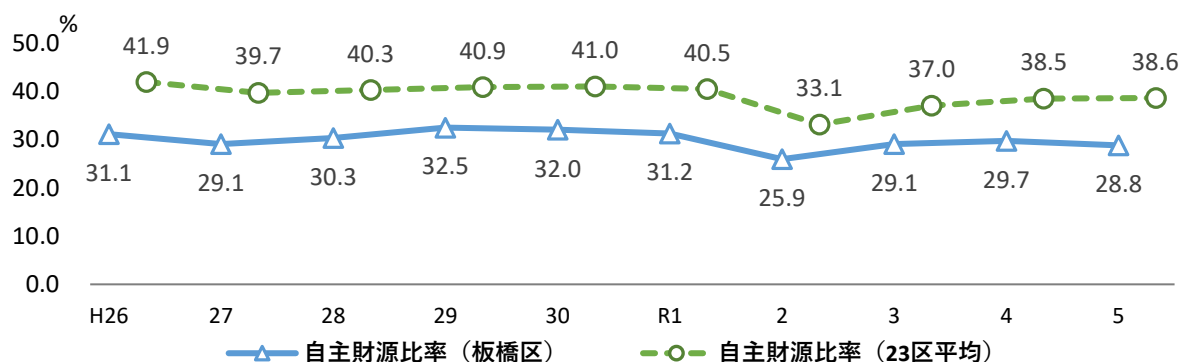
平成 28 年度以降、自主財源比率は 30% 台前半で推移していましたが、令和 2 年度は、「自主財源」766 億円、「依存財源」2,186 億円で、自主財源比率は 25.9%、前年度より 5.3 ポイント低下しています。これは、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済対策として、特別定額給付金の国庫補助金 575 億円などが依存財源として増加したことによる影響です。

令和 3 年度以降は、回復傾向にあるものの 30% を下回っている状況が続いています。これは、コロナ禍への対応に加え、物価高騰への対応として、地方創生臨時交付金が増加しているためです。（図 4・5）

【図 4】 自主財源と依存財源の年度別推移



【図 5】 自主財源比率の年度別推移

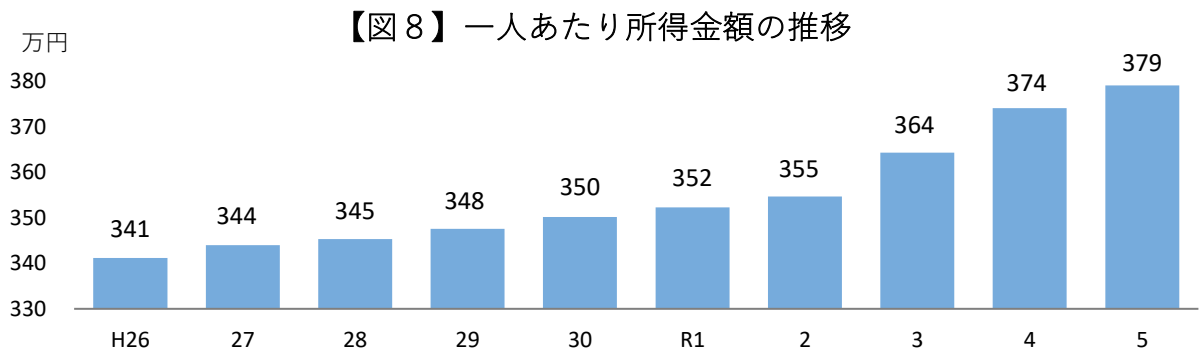
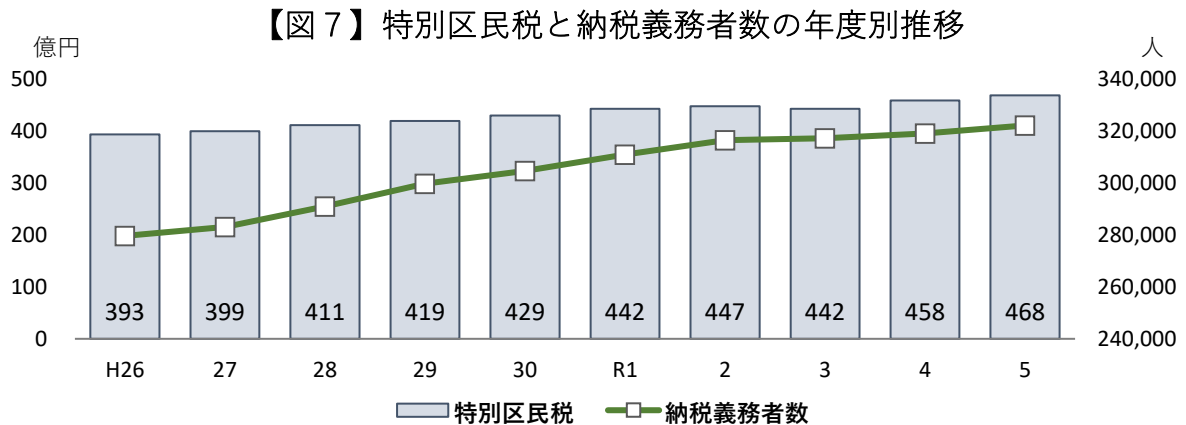
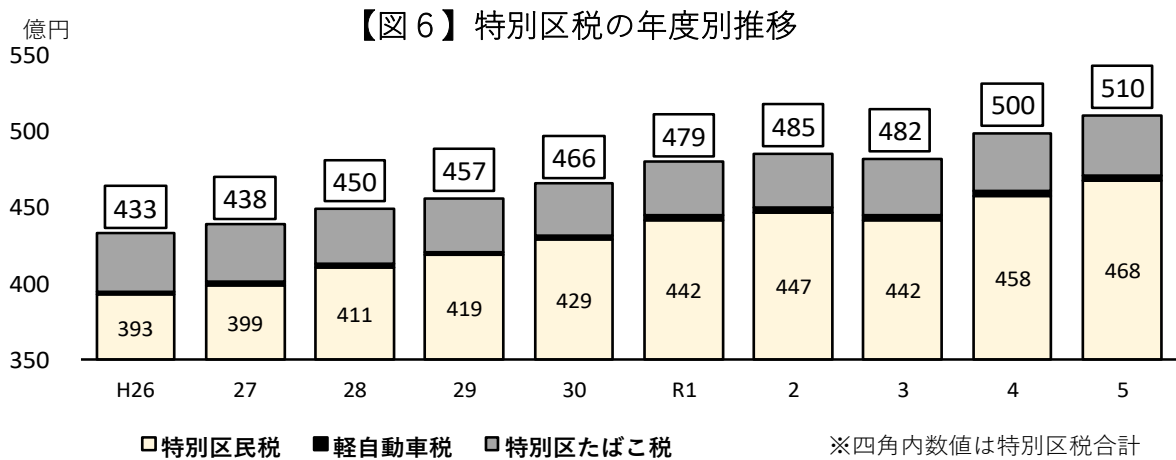


（３）特別区税

特別区税は、特別区民税（住民税）、軽自動車税、特別区たばこ税、入湯税で構成され、大半を特別区民税が占めています。

特別区民税は、リーマンショックによる世界同時不況の影響に伴い、平成 21 年度の 400 億円から平成 22 年度には 379 億円と大きく減少しましたが、24 年度以降、増収に転じ、平成 25 年度以降は景気回復基調や人口の増加傾向にあわせて、納税義務者数及び一人あたり所得額の増により、堅調に増収が継続しています。

一方で、ふるさと納税制度により、特別区民税が令和 2 年度 13 億円、令和 3 年度 17 億円、令和 4 年度 24 億円、令和 5 年度 28 億円の減収となり、減収影響額が拡大している状況にあります。（図 6～8）



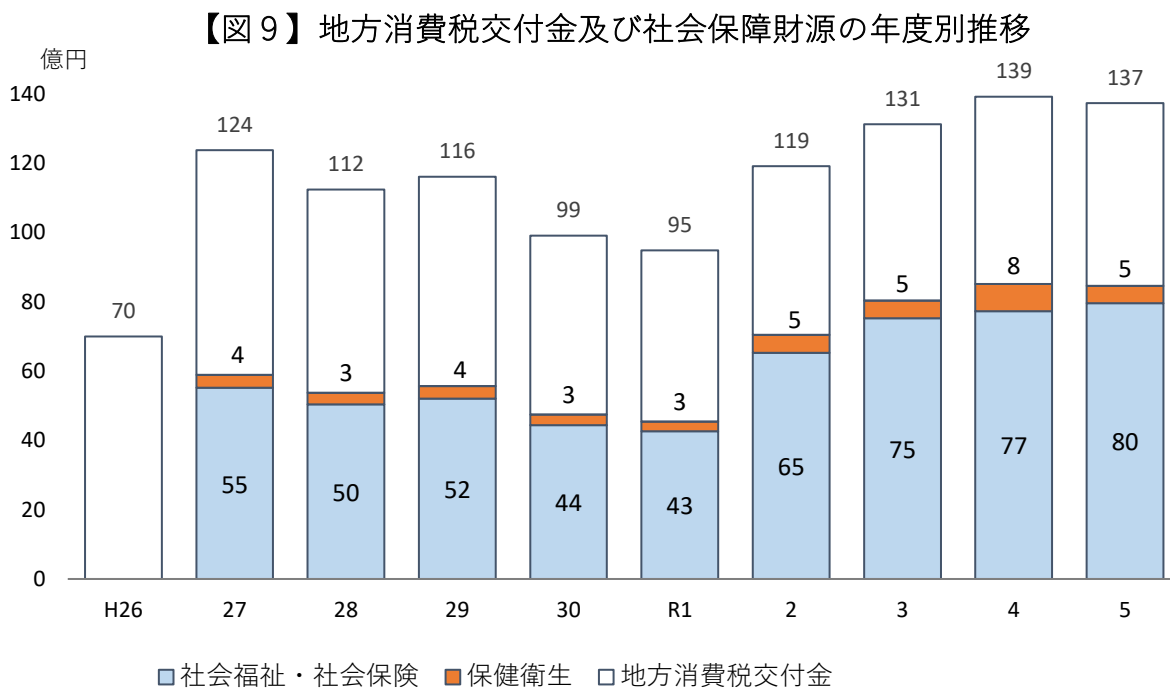
（４）地方消費税交付金

地方消費税交付金は、平成 26 年 4 月の消費税率 5%から 8%への引上げに伴い、平成 27 年度は 124 億円と大幅な増収、平成 30 年度は清算基準の見直しなどの影響を受け、99 億円と大きく減収しました。

消費税率 8%への引き上げ時に、不合理な税制改正の一環として行われた、地方消費税の清算基準の見直しでは、人口比率の大幅な引き上げや従業員数の基準数値の廃止などが行われ、特別区の減収が顕著となりました。

令和 2 年度は、令和元年 10 月の消費税率 8%から 10%への引き上げ、地方消費税 2.2%のうち、1.1%が区市町村に交付されることとする交付割合の変更により、119 億円と大きく増収となりました。以降は消費活動に連動し、130 億円台で推移しています。

なお、消費税率の引き上げに伴う増収分については、社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策）に要する経費に充てるとされました。（図 9）



（５）特別区交付金（特別区財政調整交付金）

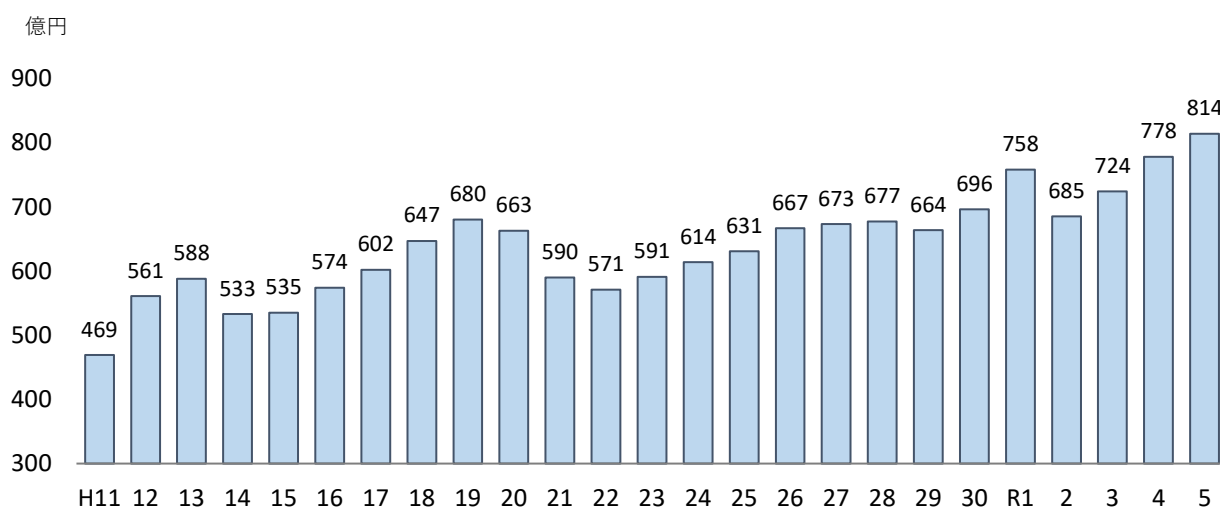
特別区交付金は、東京都と特別区の役割分担により、本来は特別区各区の税金である固定資産税及び法人住民税等を調整税として、東京都が徴収し、特別区各区の標準的な歳入や歳出を基に各区に配分する交付金です。

財源の一つである法人住民税は、景気動向による企業業績の影響を強く受けるため、平成 21 年度には、世界同時不況により景気が急激に悪化したことから 590 億円、前年度比 73 億円の大幅な減収となり、厳しい財政運営となりました。平成 23 年度以降は、景気の緩やかな回復基調に合わせ、増収傾向に転じ、平成 26 年度には世界同時不況以前の状況に回復しました。

その後、令和元年度に 758 億円の過去最高額となったものの、法人住民税の一部国税化の拡大等の影響を受け、令和 2 年度は 685 億円と大幅な減収となりました。

法人住民税の一部国税化の拡大の影響に加え、新型コロナウイルス感染症による景気減速の影響により、令和 3 年度以降、特別区交付金の大幅な減収が見込まれたところですが、企業業績の回復傾向により、令和 5 年度決算額では 814 億円と過去最高額を更新しました。（図 10）

【図 10】特別区交付金の年度別推移



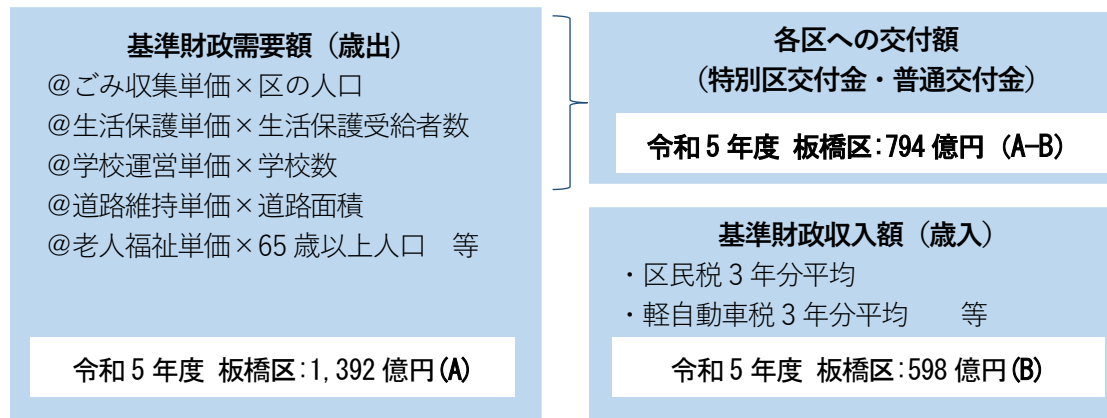
都区財政調整制度

東京都と特別区との間には、「都区制度」という大都市制度が適用されており、行政上の特例や、それに伴う税制上の特例が、地方自治法及び地方税法等の法令に定められています。**都区財政調整制度**は、このような都区制度の適用を前提とした東京都及び特別区、並びに特別区相互間における財源を調整する制度で、これに従い各区に特別区交付金が交付されます。

特別区の区域には、行政上の事務配分や税制上の特例があるほか、特別区相互間における税源の偏在という特徴があります。そのため、東京都は、東京都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡を図り、特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、東京都が課税している固定資産税などの調整税等の一定割合を「特別区交付金（特別区財政調整交付金）」として、特別区に交付しています。

特別区交付金は、交付金総額の94%が「普通交付金」と6%が「特別交付金」として交付されます。「普通交付金」は区ごとに算定された基準財政需要額（歳出）と基準財政収入額（歳入）を差し引いた財源不足額が交付され、「特別交付金」は基準財政需要額に捕捉されない災害など、特別な事情を考慮して交付されます。

普通交付金の算定の考え方



特別区への配分割合の推移

特別区の配分割合は、特別区と東京都との協議において決定されます。平成 12 年度には、東京都から 23 区への清掃事業の移管などにより、特別区の配分割合が 44%から 52%に、平成 19 年度には、国の三位一体改革による影響などにより、52%から 55%に変更されました。

また、平成 28 年度の児童福祉法改正により、特別区においても児童相談所業務を担うことが可能となり、令和 2 年度の江戸川区・荒川区・世田谷区を皮切りに、令和 4 年度には板橋区でも児童相談所を開設しました。

これに伴い、児童相談所の運営に関する都区の連携・協力を一層円滑に進めていく観点から、特例的な対応として、令和 2 年度より特別区の配分割合を 55.1%に変更しました。配分割合の変更については、都区間で見解に大きな相違があったことから、児童相談所の事務の位置付けについて、整理を行ったうえで協議を重ね、令和 7 年度から特別交付金の割合の変更とあわせて、特別区の配分割合を 56%へ変更することになりました。

(表 2)

表 2

年度	23区	東京都	変更事由
昭和51年度～平成11年度	44.0%	56.0%	
平成12年度～平成18年度	52.0%	48.0%	清掃事業の23区への移管等に伴う変更
平成19年度～令和元年度	55.0%	45.0%	国の三位一体改革による特別区民税の減収等に伴う変更
令和2年度～令和6年度	55.1%	44.9%	児童相談所の運営に関する都区の連携・協力を一層進めていく観点からの変更
令和7年度～	56.0%	44.0%	児童相談所の運営に関する都区の連携・協力を引き続き円滑に進めていく観点等からの変更

3 歳出の概要

歳出の分類には、「目的別歳出」と「性質別歳出」があります。

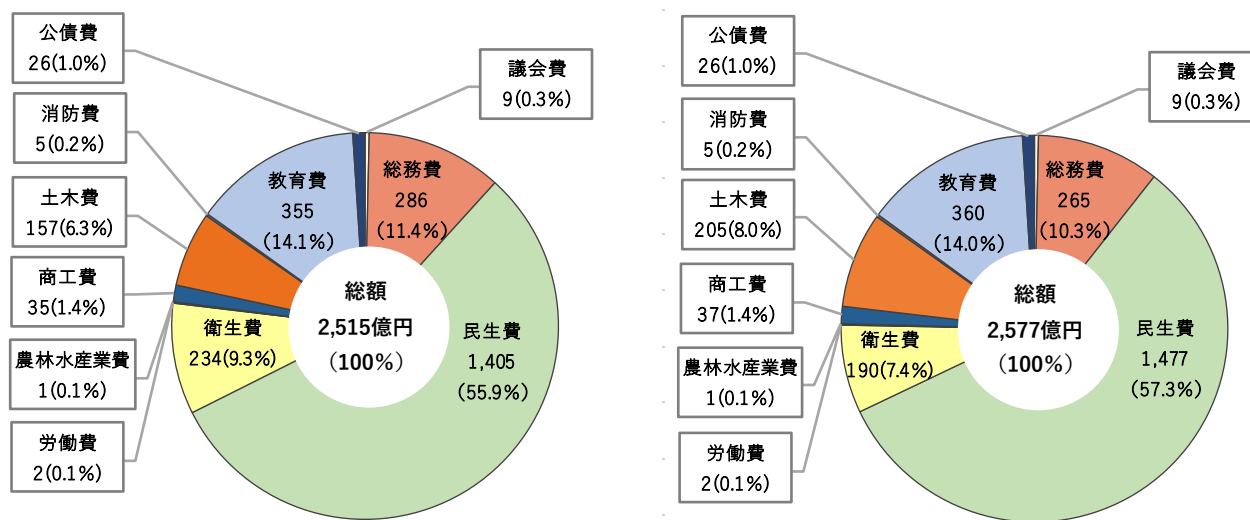
(1) 目的別歳出

目的別歳出は、経費をその行政目的に応じて、議会費、総務費、民生費などに分類するものです。なお、全国統一的な普通会計の区分となるので、本区の一般会計予算の目的別の区分とは異なります。

令和5年度決算は、歳出総額が2,577億円、前年度比62億円の増となりました。内訳としては、民生費が1,477億円、構成比57.3%で一番高く、教育費が360億円、構成比14.0%、総務費が265億円、構成比10.3%の順となっています。

(図11)

【図11】歳出決算額比較（左：令和4年度、右：令和5年度）

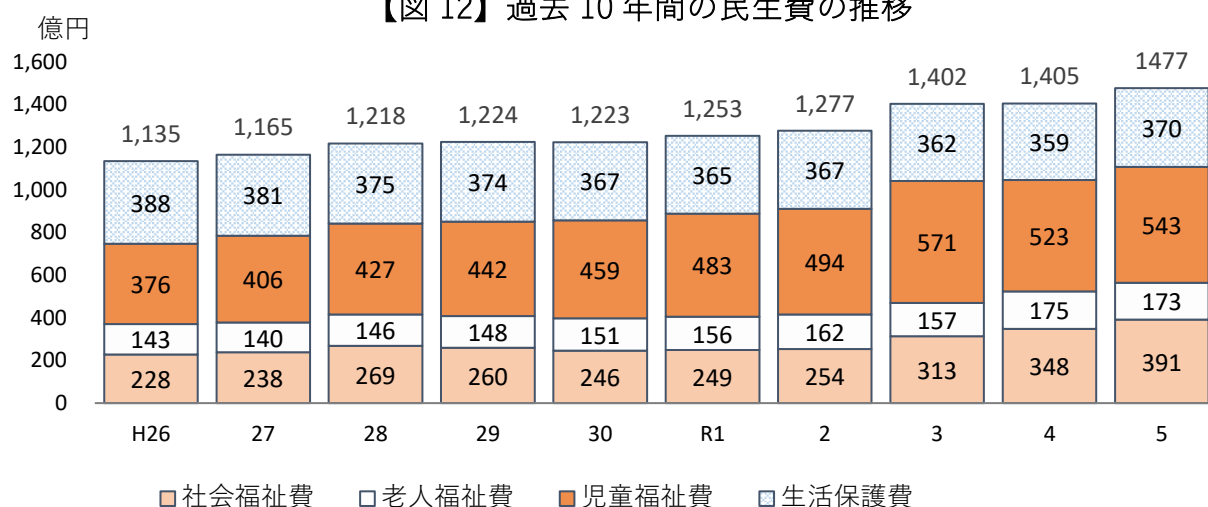


① 民生費

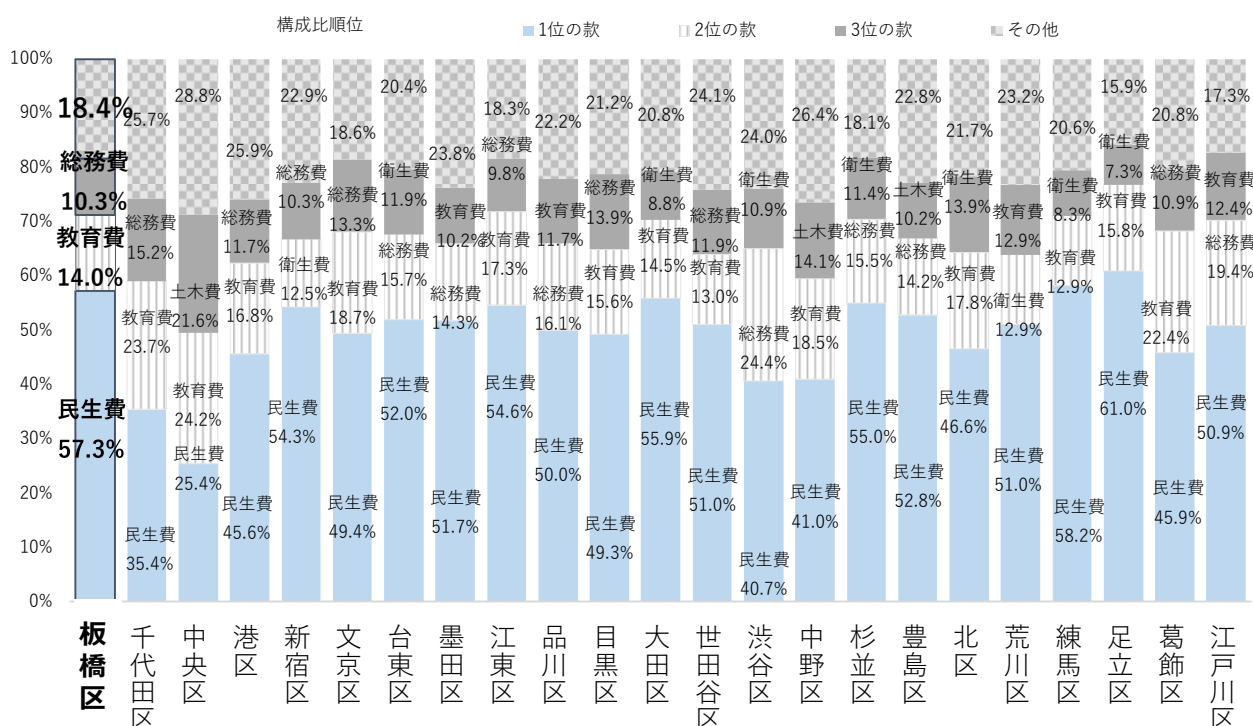
民生費は、社会福祉費、老人福祉費、児童福祉費、生活保護費などで構成されています。平成 28 年度以降は 1,200 億円台で推移していましたが、令和 3 年度には 1,402 億円前年度比 9.8%と大幅な増となっています。これは、コロナ禍における国の経済対策として実施された「子育て世帯への臨時特別給付金」61 億円、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」57 億円の増が主な要因です。

本区の民生費の占める割合は、令和 5 年度では 23 区中 3 番目に高く、平成 29 年度以降は、50%台後半の高い状況が継続しています。(図 12・13)

【図 12】過去 10 年間の民生費の推移



【図 13】23 区の構成比比較（令和 5 年度決算）



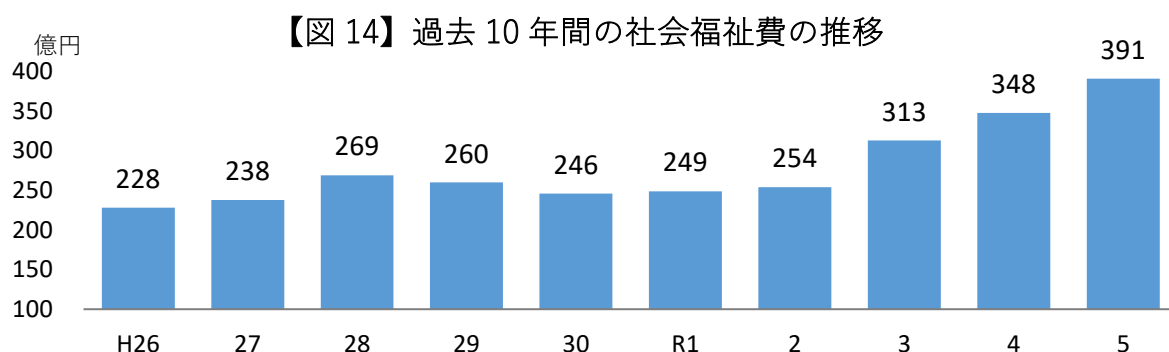
ア 社会福祉費

社会福祉費には、関係職員の人件費、福祉事務所運営経費、障害者総合支援法に基づく自立支援給付経費、国民健康保険事業特別会計繰出金等に係る経費が計上されています。

例年、障がい者自立支援給付経費が増額傾向を示す一方、国民健康保険事業特別会計繰出金は、減額傾向にあることにより増加幅は抑制されています。これは平成 30 年度の国民健康保険制度改革で東京都が保険者となり、財政運営の安定化を図りつつ、各自治体の法定外繰出金を縮減する方針によるものです。

平成 28 年度は 269 億円、前年度比 31 億円と大幅な増となっています。これは、消費税率引き上げによる影響緩和のために実施された低所得者及び年金生活者等への年金生活者等支援臨時福祉給付金 12 億円の増などによるものです。

その後、250 億円前後で推移していましたが、令和 3 年度は、313 億円、前年度比 59 億円の大増となりました。これは、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 57 億円、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 3 億円の増が主な要因です。(図 14)

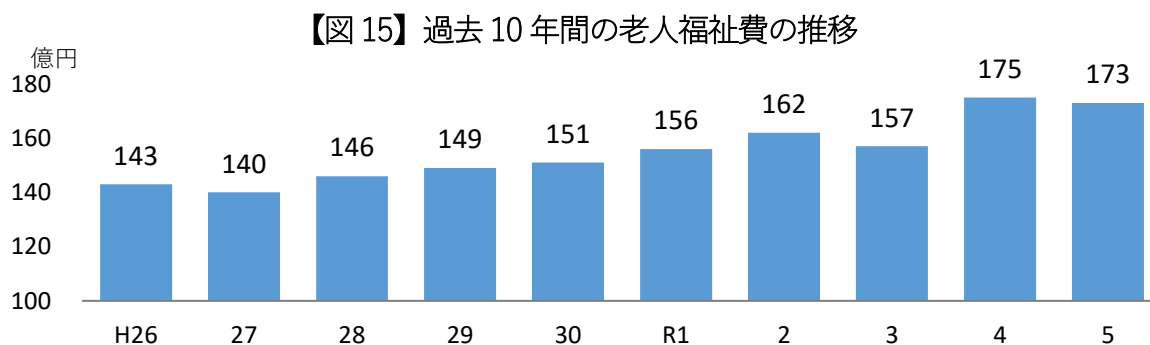


イ 老人福祉費

老人福祉費には、関係職員の人件費、老人福祉に要する経費、後期高齢者医療事業会計及び介護保険事業会計への繰出金などが計上されています。

平成 28 年度以降、老人福祉費の増額の主な要因は、高齢者人口の増加に伴い、介護保険事業会計及び後期高齢者医療事業特別会計への繰出金の増などです。

令和 3 年度は、後期高齢者医療事業特別会計繰出金 2 億円の減などにより 157 億円、前年度比 5 億円の減となっていますが、増加傾向は継続しており、令和 5 年度は 173 億円となっています。(図 15)

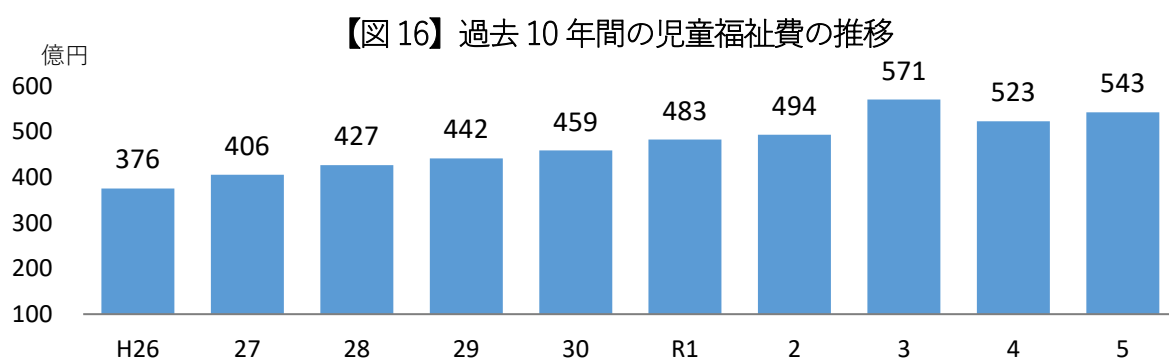


ウ 児童福祉費

児童福祉費には、関係職員の人件費、保育所等の児童福祉施設の運営に要する経費、児童手当などが計上されています。

児童福祉費は、民生費の中で、最も構成比が高く、平成 27 年度に 400 億円台となり、その後も増加傾向が顕著でした。これは、保育所待機児童対策として、保育施設の新規整備を中心に、保育定員を拡大してきたため、私立保育所保育運営費及び地域型保育事業経費などが増加したことによるものです。

令和 3 年度は、571 億円、前年度比 77 億円の大幅な増となりました。子育て世帯への臨時特別給付金 61 億円、子ども家庭総合支援センター建設経費 12 億円、私立保育所保育運営経費 7 億円の増などによるものです。(図 16)

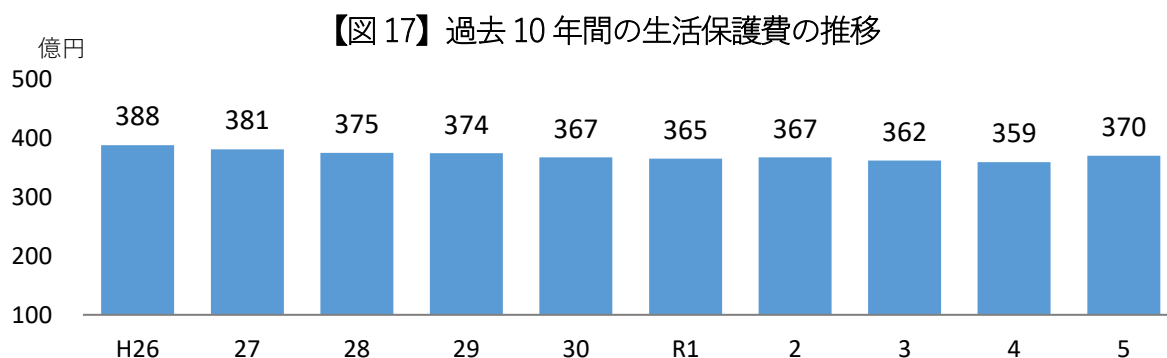


エ 生活保護費

生活保護費には、関係職員の人件費、生活保護法に基づく扶助費などが計上されています。

生活保護費は、リーマンショックによる世界同時不況の影響を受け、平成 24 年度以降、生活保護世帯及び被保護者数の増加により、増加傾向となりましたが、景気の回復基調を受け、平成 27 年度を境に微減傾向となりました。(図 17)

新型コロナウイルス感染症に伴う景気減速により、被保護者数の増加が懸念されましたが、現時点では被保護者数は横ばいの状況となっています。



② 総務費

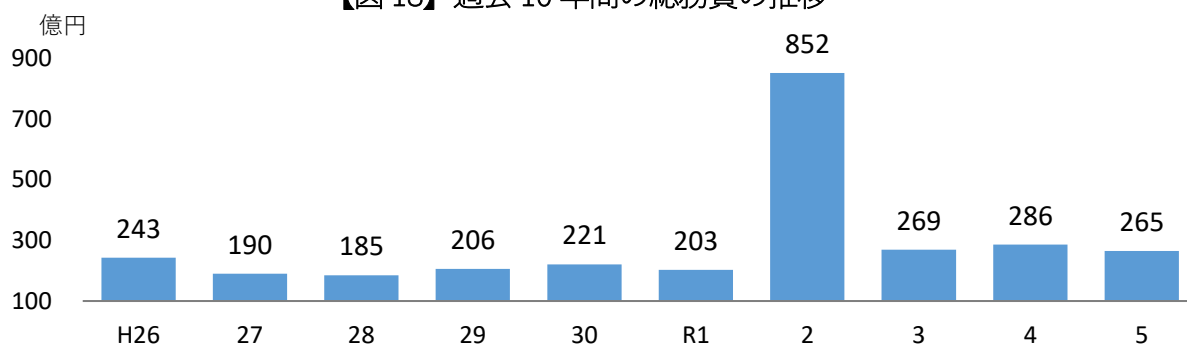
総務費は、総務管理費、徴税費、戸籍・住民基本台帳費、選挙費などで構成されています。平成 26 年度は本庁舎南館改築事業経費 40 億円などにより 243 億円、前年度比 70 億円の大幅増となった以降は 200 億円前後で推移していました。

令和 2 年度は、852 億円、前年度比 649 億円、321%の大幅な増となりました。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、国が実施した特別定額給付金支給経費 575 億円の増、感染症拡大による不透明な財政状況に備えるために、財政調整基金積立金に 125 億円を優先的に積み立てたことなどが主な要因です。

令和 3 年度以降は、200 億円台で推移しています。(図 18)

【図 18】 過去 10 年間の総務費の推移



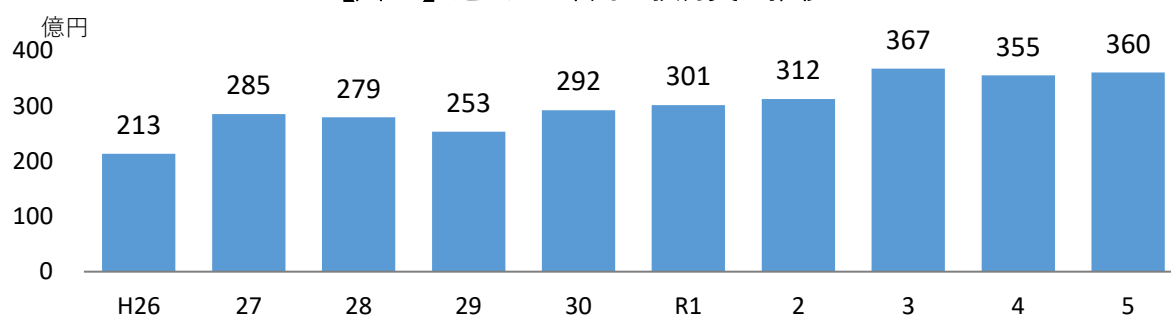
③ 教育費

教育費は、教育総務費、小学校費、中学校費、幼稚園費、社会教育費、保健体育費などで構成されています。

教育費は、平成 27 年度以降、300 億円前後で推移しています。義務教育施設整備基金への積立金の増減及び小中学校改築・長寿命化改修などの事業進捗が主な変動要因となっています。

令和 3 年度以降は、350 億円を越えて推移しています。上板橋第二中学校改築経費 24 億円、舟渡小学校及び紅梅小学校長寿命化改修 18 億円の増など、今後は小中学校の改築需要への対応により増加することが見込まれます。(図 19)

【図 19】 過去 10 年間の教育費の推移



④ 土木費

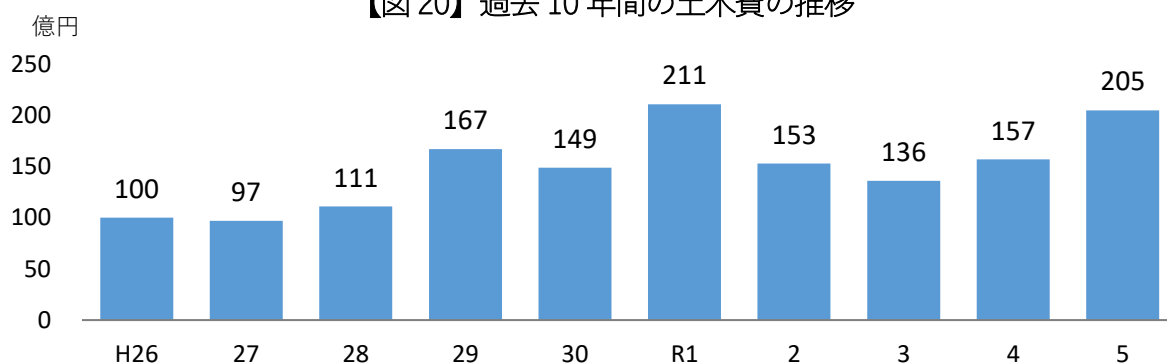
土木費は、土木管理費、道路橋りょう費、河川費、都市計画費、住宅費などで構成されています。

土木費は、平成 26 年度以降、100 億円前後で推移していました。平成 29 年度 167 億円、前年度比 56 億円の大幅な増は、板橋駅板橋口駅前再開発事業用地取得費 40 億円、街灯 L E D 化経費 10 億円の増などによるものです。

また、令和元年度は 211 億円、前年度比 62 億円の大幅な増となりました。これは東武東上線続立体化事業基金新設に 45 億円、区営住宅の改築等のための住宅基金に 25 億円を積み立てたことなどによるものです。

令和 2 年度以降は、150 億円前後で推移していましたが、令和 5 年度は前年度比 48 億円、27.8% の増となっています。これはまちづくり事業の進捗が主な要因です。
(図 20)

【図 20】 過去 10 年間の土木費の推移



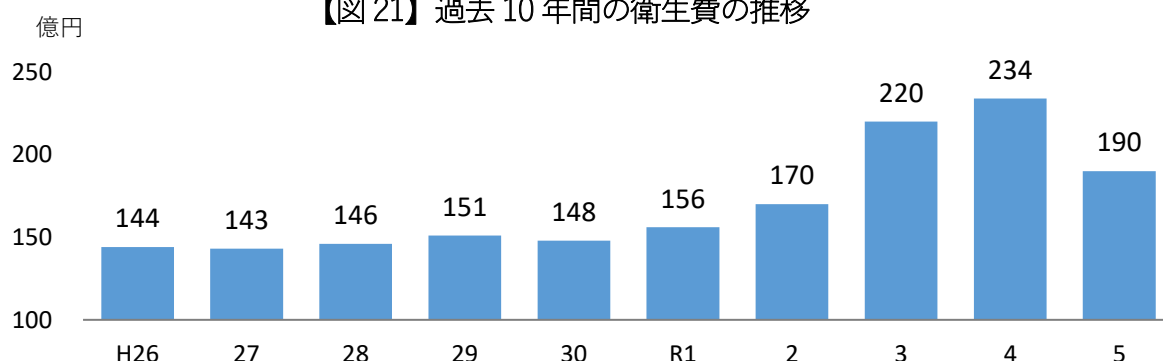
⑤ 衛生費

衛生費は、保健衛生費、結核対策費、保健所費、清掃費で構成されています。

衛生費は、平成 26 年度以降、大きな増減はありませんでしたが、令和 2 年度以降は大幅に増加しています。これは新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、検査・医療体制等支援事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業経費など、感染症対策の取組が主な要因です。

令和 5 年 5 月に、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが 5 類に変更されたことに伴い、令和 5 年度は、前年度比 44 億円と大幅な減となりました。(図 21)

【図 21】 過去 10 年間の衛生費の推移



(2) 性質別歳出

性質別歳出は、経費をその経済的機能として、その性質によって、人件費、物件費、扶助費、普通建設事業費などに区分するものです。さらに、性質別分類を「**義務的経費**」「**投資的経費**」「**その他経費**」に仕分けることにより、経費構造の分析を行うことが可能となります。

「**義務的経費**」は、人件費、扶助費、公債費で構成され、「**投資的経費**」は、公共施設の改築・改修、道路・公園等の整備など、社会資本の整備に要する経費として区分される普通建設事業費で、「**その他経費**」は、物件費、補助費、維持補修費、積立金などで構成されます。

特に、「**義務的経費**」は、人件費、扶助費など、法令や性質上の支出が義務づけられ、容易には削減が困難な経費です。

義務的経費は1,100億円台で推移していましたが、令和2年度以降、新型コロナウイルスに関連した給付金の支給等により増額傾向となっています。

投資的経費（普通建設事業費）は、平成26年度以降、主に小中学校を中心とした公共施設の更新需要の対応により150億円前後で推移していましたが、令和2年度には207億円となりました。これは小中学校の改築・長寿命化改修に加え、中央図書館改築経費などによるものです。

その他経費は、平成26年度に600億円を超え、令和元年度には851億円となりました。これは委託料を含む物件費、基金積立金及び特別会計への繰出金の増などによるものです。令和2年度は1,396億円で、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、特別定額給付金支給などにより、大幅な増となりました。（図22）

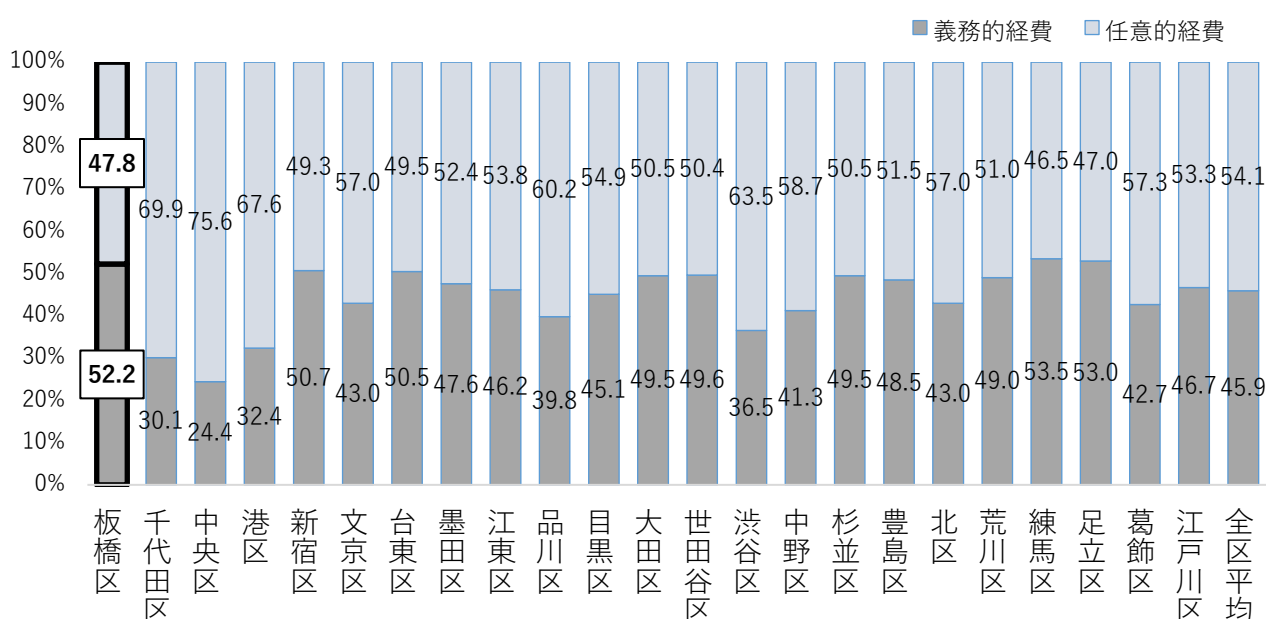


① 義務的経費

義務的経費は、人件費・扶助費・公債費で構成されています。この構成比が高いほど、財政運営においては弾力性がなく硬直化するため、臨時的な事業や、施設の改築や道路整備などの投資的経費への対応が十分にできない状況となります。

令和5年度の義務的経費の構成比は、52.2%、前年度より0.3ポイント減少とほぼ横ばいとなっています。23区中では、3番目に義務的経費の占める割合が高い状況です。（図23）

【図23】23区の義務的経費・投資的経費・その他経費の構成比（令和5年度）

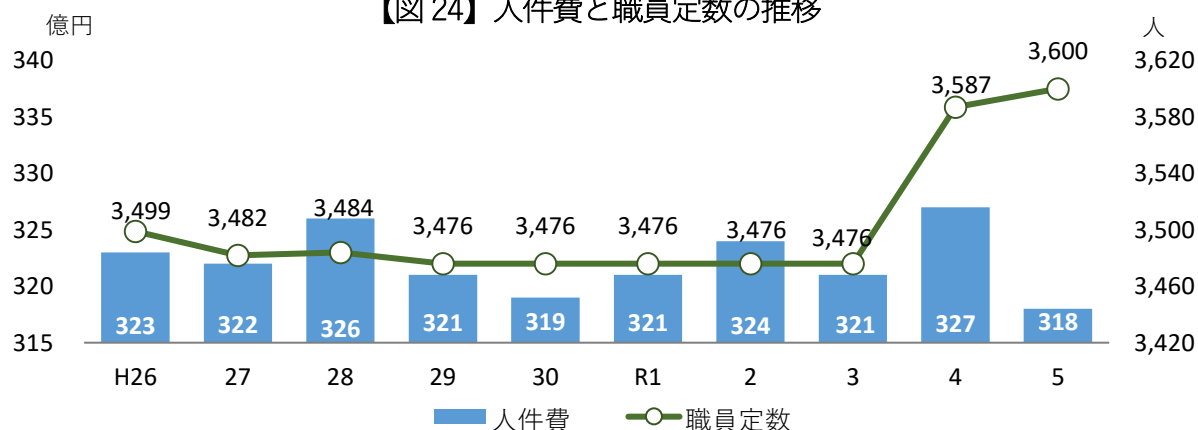


ア 人件費

人件費には、職員の給料、退職手当のほか、審議会等の委員報酬、共済組合負担金などが計上されています。

民間活力の活用などによる職員定数の削減に伴い、人件費は減少傾向にありながらも、平成27年度以降の職員定数は横ばいでしたが、退職手当や会計年度任用職員制度の導入等の影響により増減しています。（図24）

【図24】人件費と職員定数の推移



イ 扶助費

扶助費には、生活保護費をはじめ、児童福祉費、老人福祉費、社会福祉費のほか、小中学校の就学援助費などがあります。

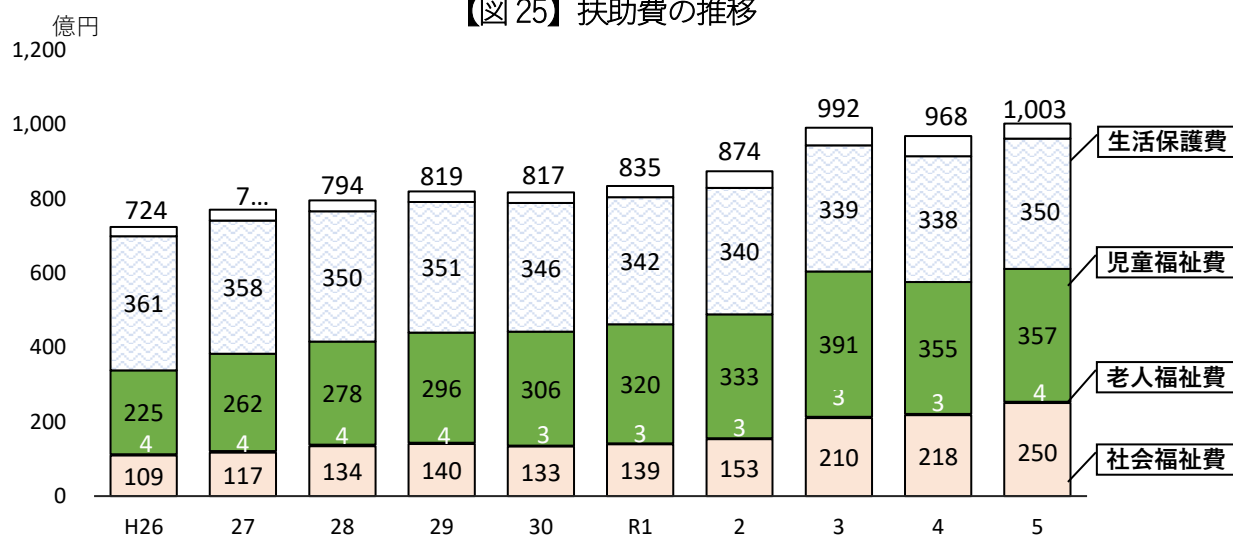
平成 26 年度以降、増加傾向が続いており、令和 3 年度は、992 億円、前年度比 118 億円、13.5%の大幅な増となっています。ひとり親世帯臨時特別給付金 7 億円、臨時福祉商品券給付事業 10 億円が皆減となる一方、感染症対策として実施された子育て世帯への臨時特別給付金 61 億円、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 56 億円の皆増によるものです。

生活保護費は、平成 30 年度以降、340 億円前後で推移していましたが、令和 5 年度には 350 億円となり増加に転じています。

児童福祉費は、保育所待機児童対策による保育所定員の拡大により、平成 26 年度以降、私立保育所保育運営費・地域型保育事業などにかかる扶助費が増加傾向を示し、令和 3 年度は、子育て世帯への臨時特別給付金の皆増などにより、大幅な増となっています。

社会福祉費は、障がい者自立支援給付の増により、増額傾向にあり、令和 3 年度には住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金で大幅増となっています。（図 25）

【図 25】扶助費の推移



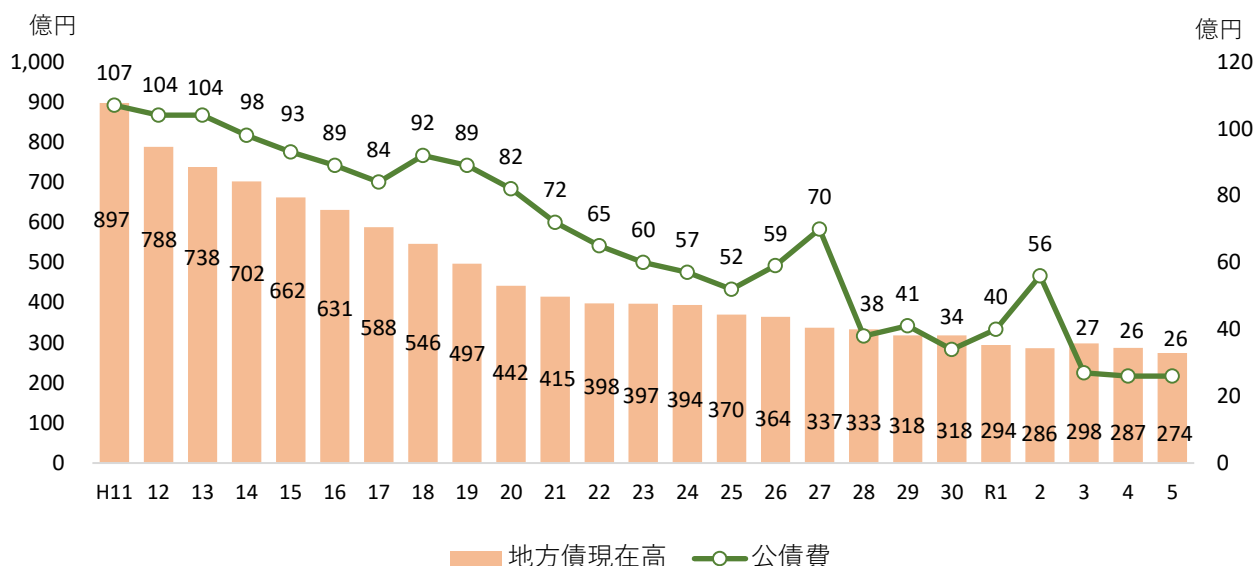
ウ 公債費

公債費とは、地方公共団体が借り入れた地方債の元金、利子の償還及び発行手数料等に係る経費です。

地方債残高については、平成 9 年度に 921 億円、公債費については平成 11 年度に 107 億円となり、それぞれ最大となりました。平成 6 年度以降、国による住民税等の減税政策に伴う財源措置として導入された減税補てん債の借入などの影響により残高が増加しています。(図 26)

地方債の順調な償還、後年度負担を考慮した地方債の発行抑制、計画的な減債基金への積立などに取組み、地方債残高は順調に減少し、健全な状況となっています。

【図 26】 公債費と地方債現在高の推移



② 普通建設事業費（投資的経費）

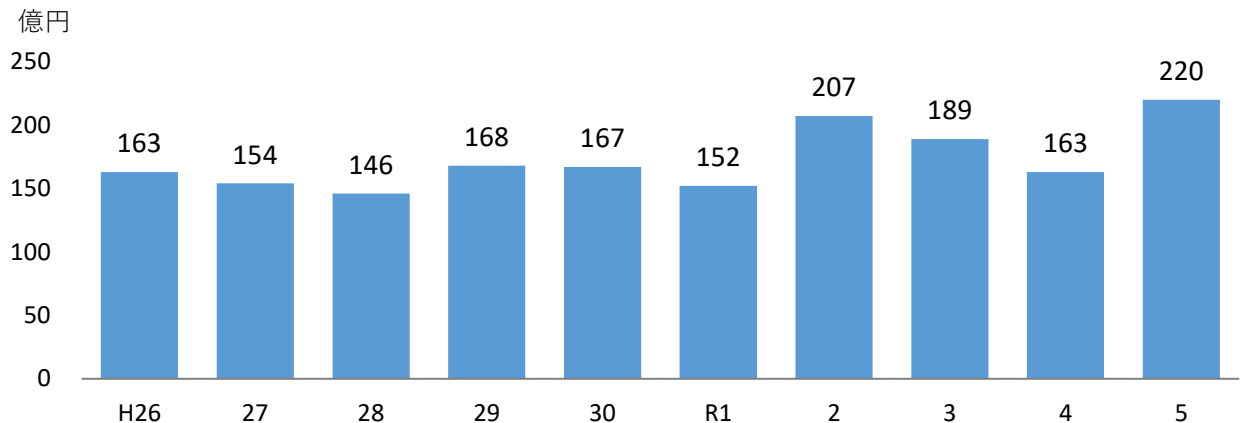
普通建設事業費とは、区民施設、文教施設、区営住宅、道路・橋りょう、公園等の公共施設の建設・改築などの社会資本の整備に要する経費です。

平成 26 年度以降は、小・中学校などの公共施設の改築・長寿命化改修への対応により 160 億円前後を推移していました。

令和 2 年度は、207 億円、前年度比 55 億円、36.0%の大幅な増となっています。これは、板橋第十小学校及び上板橋第二中学校の改築、舟渡小学校及び紅梅小学校の長寿命化改修や、中央図書館移転改築、大山駅周辺地区の再開発事業経費の増などによるものです。

令和 5 年度は、220 億円、前年度比 57 億円、35.3%の大幅増となっています。これは、再開発事業経費（上板橋南口駅前地区、大山町クロスポイント周辺地区、板橋駅西口地区）や、志村第六小学校長寿命化改修経費の増などが主な要因です。(図 27)

【図 27】 普通建設事業費の推移



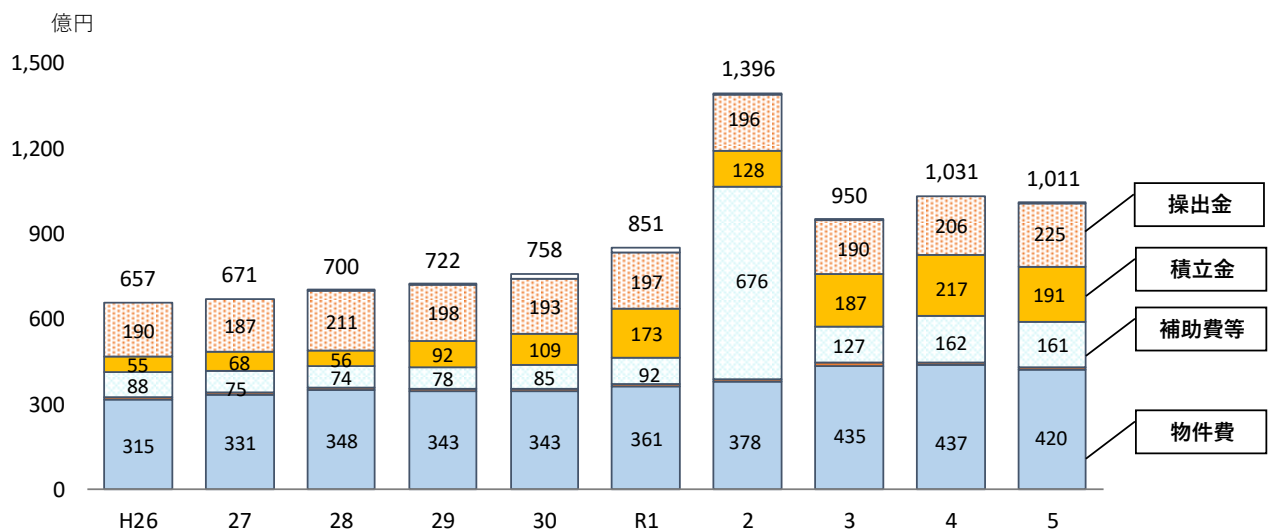
③ その他の経費

「その他の経費」は、需用費や委託料などの「物件費」、報償費及び負担金・補助金などの「補助費等」、施設の「維持補修費」、基金への「積立金」、各特別会計への「繰出金」で構成されています。

令和 2 年度は、1,396 億円、前年度比 545 億円、64.0%の大幅な増となっています。主な要因は感染症対策として、特別定額給付金支給、新型コロナウイルス検査・医療体制整備事業、小規模事業者緊急家賃助成事業などにより、補助費等 584 億円の増、児童生徒一人 1 台のパソコン配備などの小・中学校 GIGA スクール構想への対応として、物件費 17 億円の増などによるものです。(図 28)

令和 3 年度は、補助費等が特別定額給付金事業の皆減などにより、前年度比 549 億円の減となる一方、物件費は新型コロナウイルスワクチン接種事業 51 億円、キャッシュレス決済ポイント還元事業 4 億円の増などにより、前年度比 58 億円の増、積立金は義務教育施設整備基金、公共施設整備基金、東武東上線連続立体化事業基金などへの積立により、前年度比 58 億円の増となりました。

【図 28】 その他の経費の推移



4 財政指標

(1) 経常収支比率

経常収支比率は、特別区税や特別区交付金（普通交付金）等の経常的に収入する一般財源（**経常一般財源**）が、人件費、扶助費、公債費の義務的経費を含め、地方自治体が活動するため、必要な経常的に支出する経費にどの程度充てられているか、その大きさによって、財政構造の弾力性を測定するための指標で、おおむね70%から80%が適正な範囲とされています。

本区の特徴としては、分子の経常経費充当一般財源は、義務的経費の一つである扶助費の増加傾向により、上昇基調となっている一方、分母の経常一般財源は、景気の影響を受けて増減する特別区交付金の動向に大きく左右されるため、景気後退期には、経常収支比率が上昇する傾向にあります。

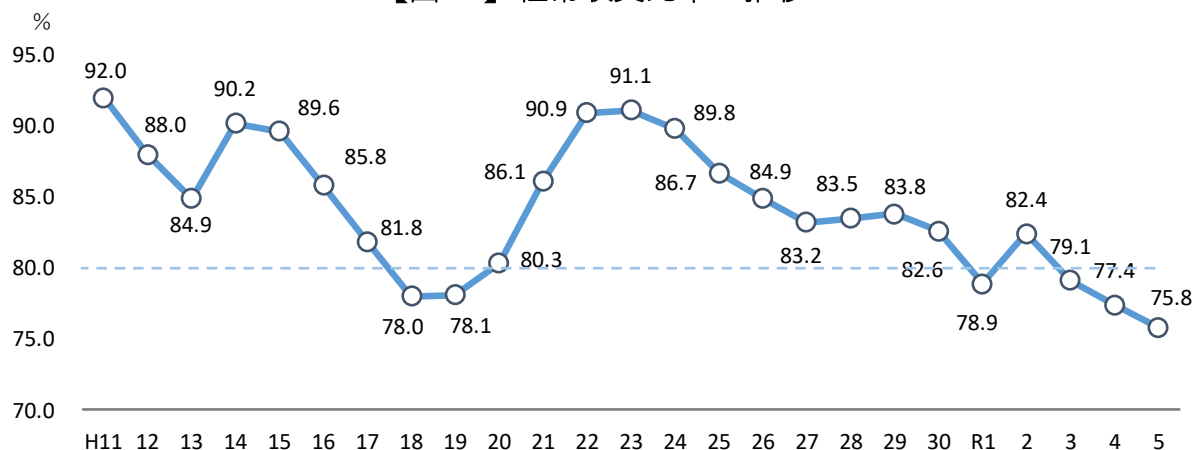
バブル経済崩壊後の景気低迷期であった平成12年度以降、厳しい財政状況が継続し、平成14年度には経常収支比率が90.2%を示しました。その後、歳入環境の改善に伴う財政状況の好転により、平成18年度には78%台と適正範囲内となりました。

しかし、世界同時不況の影響に伴い、特別区交付金や特別区税の大幅な減収により、平成22年度には90%を超え、財政の硬直化が懸念される状況となりました。平成24年度以降、景気の回復基調に合わせて、特別区交付金などの歳入環境の改善に伴い80%台に、令和元年度には特別区交付金の過去最大の収入額を背景に78.9%となりました。

令和2年度は、分母の経常一般財源の一つである、特別区交付金（普通交付金）が前年度比で81億円の大幅な減となったことから、経常収支比率が前年度比3.5ポイント上昇し82.4%となり、適正な範囲を超えました。

令和3年度以降は、企業業績を反映し、特別区交付金（普通交付金）が堅調に増加していることにより適正範囲を維持しています。（図29）

【図29】経常収支比率の推移



(2) 実質収支比率

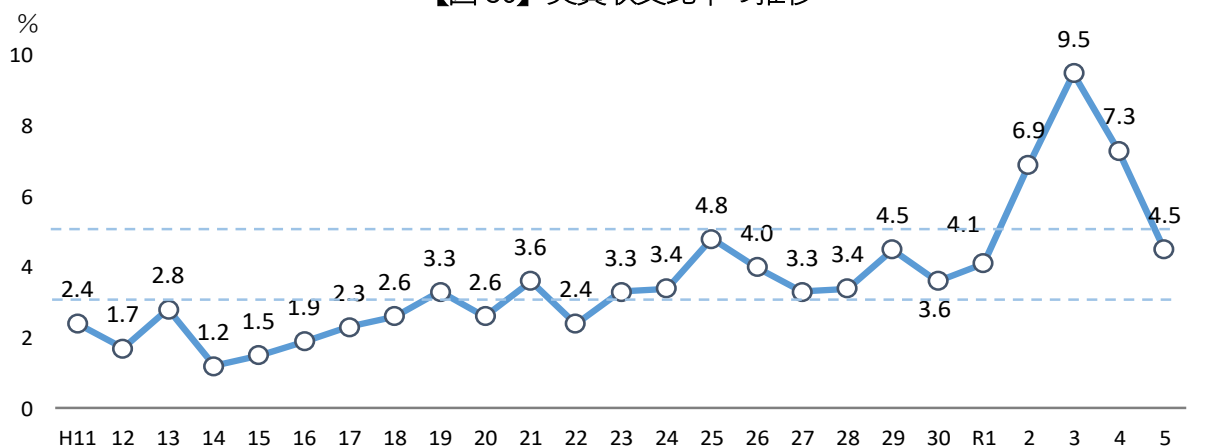
実質収支比率は、標準財政規模に対する実質収支額の割合を示すものですが、実質収支に示される赤字・黒字は地方自治体の財政運営の状況を判断する指標であり、財政運営上、実質収支（黒字）は、通常 3%～5%が適切な範囲とされています。実質収支比率が 5%を超える場合には、前年度の剰余金が基準を超えて生じたこととなり、財源が有効活用されていない状況となる一方、3%より低い場合には、剰余金が少ないため、翌年度の財政運営に弾力的に対応できないこととなります。

平成 14 年度から 16 年度にかけては、バブル経済崩壊後の厳しい財政運営となったため、実質収支比率は 2%を割る状況にありました。平成 23 年度以降、令和元年度までは適正範囲である 3%～5%の比率となっていました。

しかしながら、令和 2 年度から 4 年度までは、実質収支比率が適正範囲を超えました。新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言により、事業予算が計画どおり執行できず、歳出において不用額が多く生じたこと、コロナ禍において実施された住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、新型コロナウイルスワクチン接種事業経費など歳出決算額に対し、国庫支出金が一時的に多く交付されたこと、特別区交付金などが想定を上回って収入されたことにより、実質収支額が増加したことが主な要因です。

令和 3 年度をピークに減少し、新型コロナウイルスの感染症法の位置付けが 5 類に移行した令和 5 年度は適正範囲内になりました。(図 30)

【図 30】 実質収支比率の推移



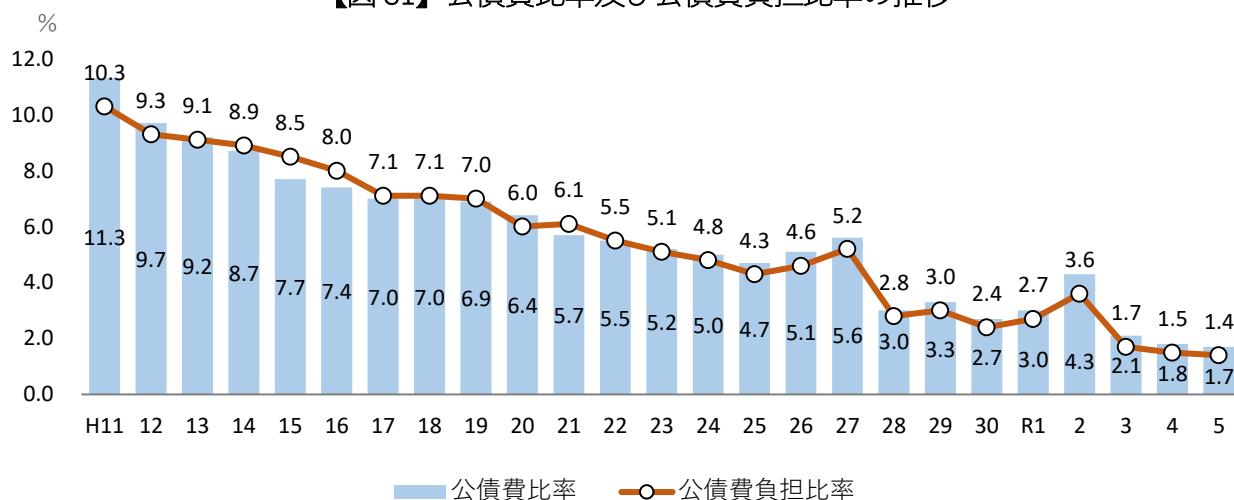
（３）公債費負担比率

公債費に係る指標は、平成 25 年度より「公債費比率」から「**公債費負担比率**」に変更され、比率の分母が「標準財政規模」から「一般財源等歳入」に改められました。これらの比率は、いずれも財政規模に占める公債費の割合を示す指標となり、数値が大きいほど、財政の硬直化が進んだ状態となり、15%を超えると警戒ラインとされます。

公債費は平成 11 年度に 107 億円と最大となり、公債費比率も 11.3%を示し、財政の硬直化が懸念される状況となりました。平成 27 年度には、公債費が 70 億円となり、一時的に公債費負担比率が 5.2%となりましたが、その後、特別区債の計画的な発行、歳入環境の改善による特別区債の発行抑制、公債費の順調な償還などにより、公債費負担比率は右肩下がりとなり、適正な水準を維持しています。

令和 2 年度は、公債費が 56 億円、前年度比 16 億円の増となったことから、公債費負担比率は 3.6%と上昇しましたが、令和 3 年度以降は、低い水準が維持され令和 5 年度では 1.7%となりました。（図 26・31）

【図 31】 公債費比率及び公債費負担比率の推移



(4) 健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）に基づく、財政健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の 4 つの財政指標の総称です。

地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが、「早期健全化基準」「財政再生基準」以上となった場合には、健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。

本区の各比率は本制度の導入後、「早期健全化基準」及び「財政再生基準」には該当しない結果となっており、令和 5 年度の指標は以下のとおりです。

表 3

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	△ 3.4	—
R5	△ 4.47	△ 5.72	△ 3.4	△ 95.7
算出比率 R4	△ 7.33	△ 8.86	△ 4.1	△ 94.5
増減	2.86	3.14	0.7	△ 1.2
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※黒字の場合は「△マイナス」表記となる。

① 指標の考え方と令和 5 年度の概要

ア 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。板橋区の場合は、一般会計及び東武東上線連続立体化事業特別会計が対象になります。

令和 5 年度は、一般会計の実質収支が 66 億円の黒字であり、「実質赤字比率」は算定されないため、「—」表示となっています。

イ 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。

会計は、一般会計のほか、国民健康保健事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、東武東上線連続立体化事業特別会計が対象になります。

令和 5 年度の全会計の実質収支額は、84 億円の黒字となり、「連結実質赤字比率」は算定されないため、「—」表示となっています。

ウ 実質公債費比率

一般会計等が負担する、元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率です。公債費比率は、元利償還金のみを対象に算出していますが、実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金に「準元利償還金」を加味し、3カ年平均で算出します。

実質公債費比率は、令和3年度から令和5年度の平均値となり、その結果△3.4%となっており、早期健全化基準の25.0%を下回っています。

エ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を把握するための比率です。

実質的な将来負担額は、一般会計等が将来的に償還すべき地方債の現在高や退職手当負担見込額に加え、清掃一部事務組合、土地開発公社等に対する負担見込額等の実質的な負債から、基金などの地方債等に充当できる財源を控除した額の標準財政規模等に対する割合です。

令和5年度の将来負担比率は、地方債などの将来負担額よりも、基金などの充当可能財源が上回り、法の定める将来負担額は生じていないため、「－」表示となっています。

第2章 区財政の現状

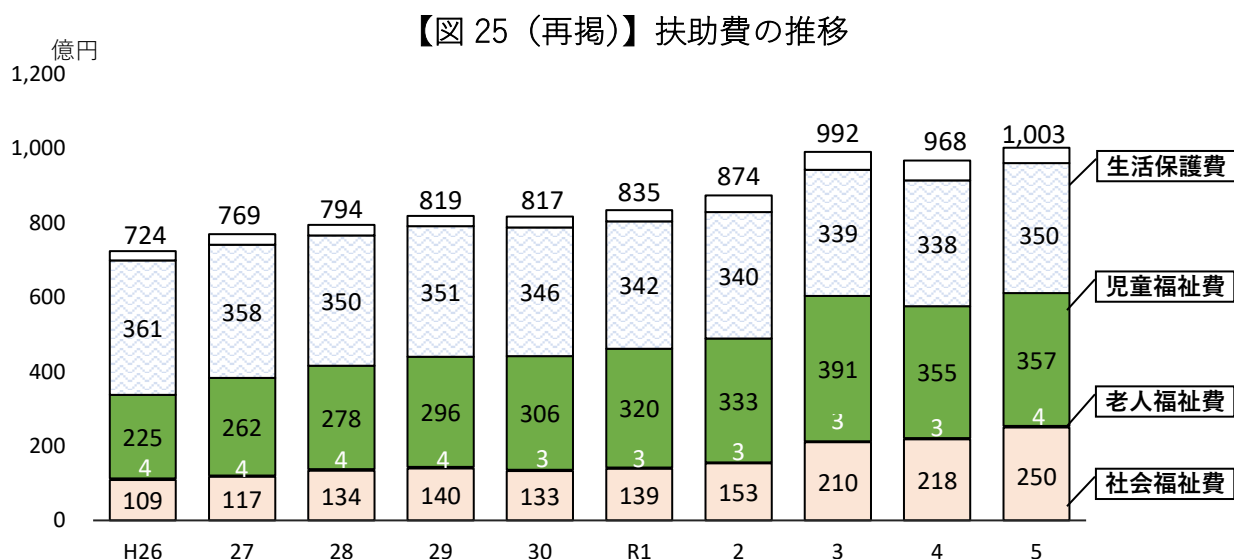
1 区財政の課題

(1) 増大する社会保障費

社会保障は、年金、医療、介護、子ども・子育てなどの分野に分けられており、高齢化の進展等に伴い、社会保障費は今後とも増大していくことが想定されています。区における社会保障費の主なものとして、児童福祉法、老人福祉法、障害者総合支援法、生活保護法などに基づく扶助費とともに、国民健康保険事業会計・介護保険事業会計・後期高齢者医療事業会計への繰出金などがあります。

① 扶助費

扶助費の総額は、平成26年度724億円が、令和5年度1,003億円と10年間で279億円の大幅な増額になっております。(図25再掲)

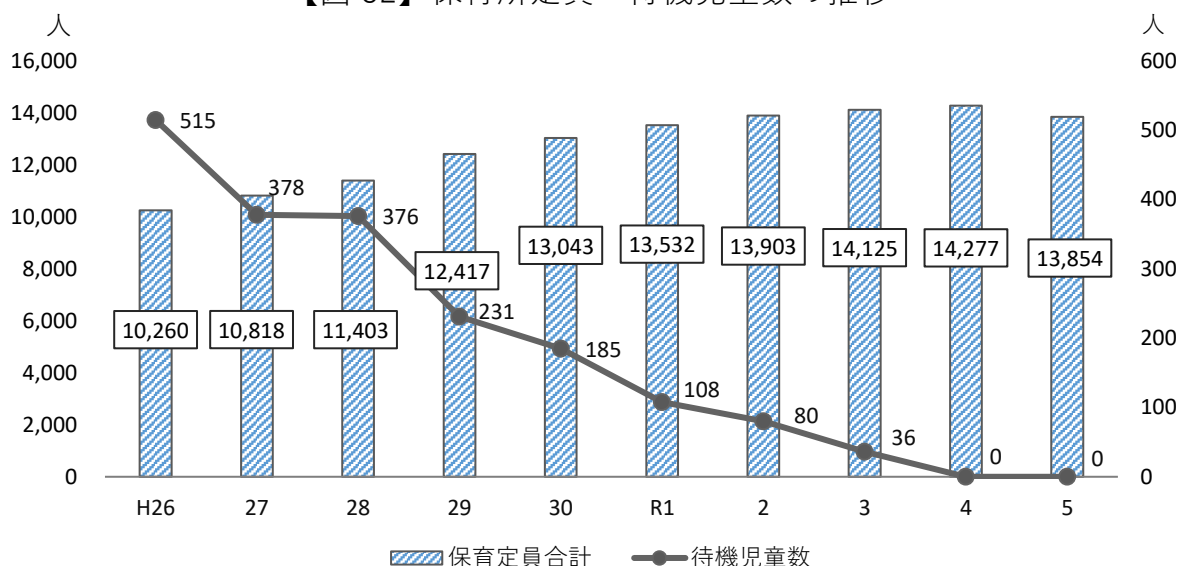


ア 私立保育所等の扶助費

児童福祉費の扶助費には、児童手当、こども医療費助成、児童扶養手当などがありますが、近年、私立保育所等保育運営事業、地域型保育事業などにかかる扶助費が大幅な増額となっています。

要因としては、保育所待機児童対策のため、保育所の新設整備等に重点的に取り組んだことがあげられます。私立保育所保育運営費及び地域型保育事業経費が大幅に増加し、特に私立保育所保育運営費は、平成 26 年度 88 億円でしたが、令和 4 年度には 185 億円となり、97 億円の大幅な増となっています。この結果、保育所定員は、平成 26 年度 10,260 名が、令和 4 年度には 14,277 名となり、4,017 名の定員拡大を図りました。そのため、平成 26 年度 515 人と最大となっていた待機児童数は、積極的な保育所待機児童対策の取組により、令和 3 年度には 36 人と大幅に縮減し、令和 4 年 4 月には、保育所待機児童を解消し、積年の課題を解決することができました。(図 32)

【図 32】 保育所定員・待機児童数の推移

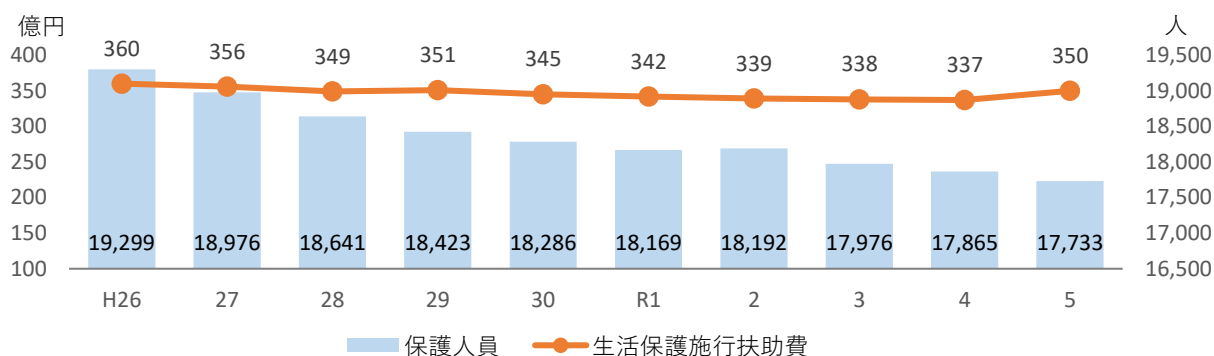


イ 生活保護費

生活保護費は、世界同時不況の影響を受け、被保護者数は平成 20 年度 13,831 人から、平成 22 年度 17,331 人と大幅に増加し、生活保護法施行扶助費は、平成 26 年度が 360 億円と、過去最大となりました。

その後、景気の緩やかな回復傾向を受け、被保護者数は減少傾向に転じ、令和 5 年度には 17,733 人となっています。生活保護法施行扶助費は平成 26 年度 360 億円から減少傾向にありましたが、令和 5 年度は 350 億円となっています。(図 33)

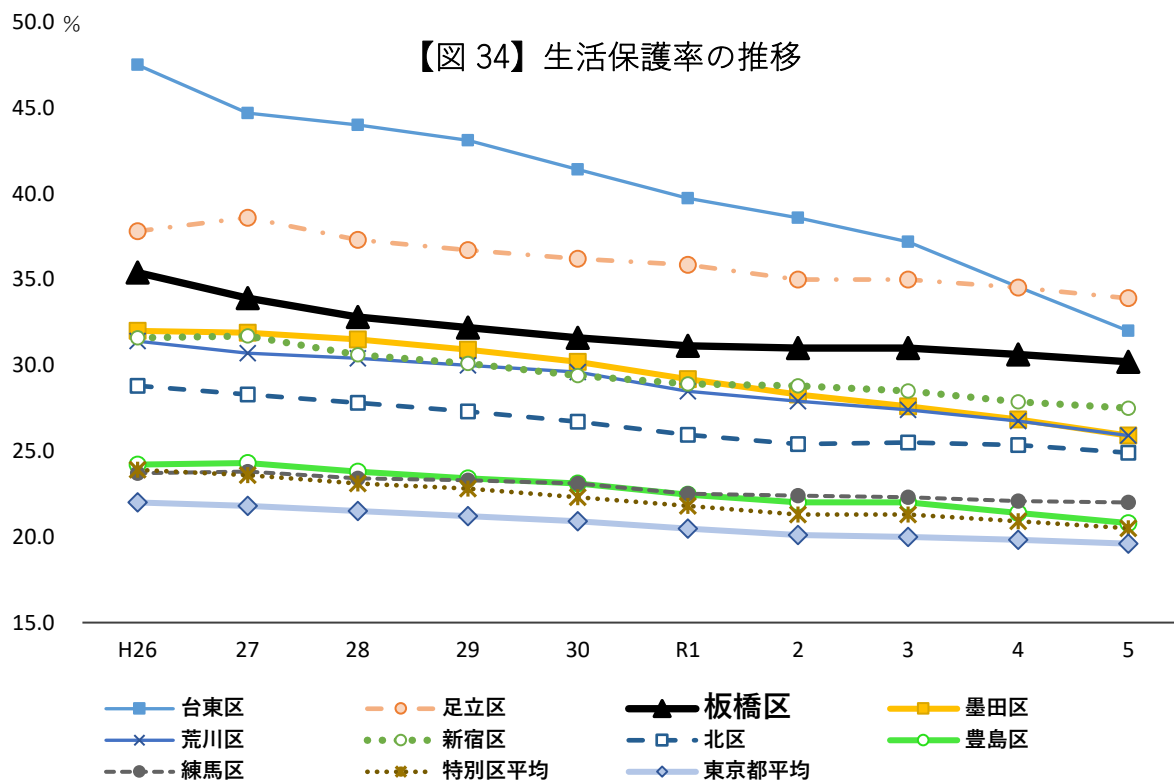
【図 33】生活保護人員と生活保護費の推移



本区の生活保護率は足立区、台東区に続き、23 区中 3 番目に高い状況となっています。令和 3 年度は、分母である区内人口の減少により、一時、上昇傾向に転じましたが、令和 4 年度に入り、再び低下の傾向を示しています。

生活保護法施行扶助費については、国が 4 分の 3 を負担しているものの、残りの 4 分の 1 は区の負担となるため、リーマンショック後における被保護者数の増加に伴う生活保護費の増大により、区の財政負担も増加し、厳しい財政運営の一因となりました。(図 34)

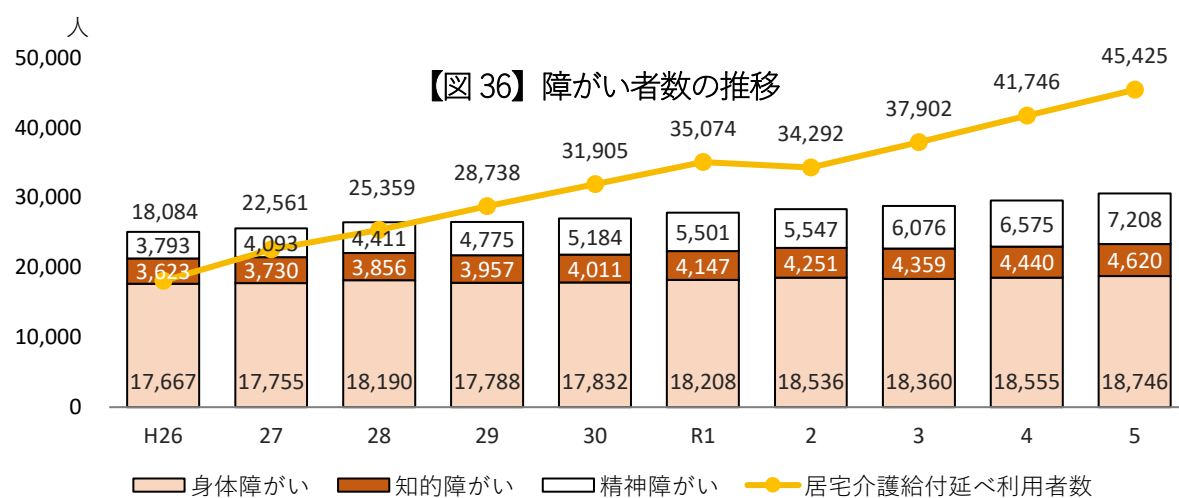
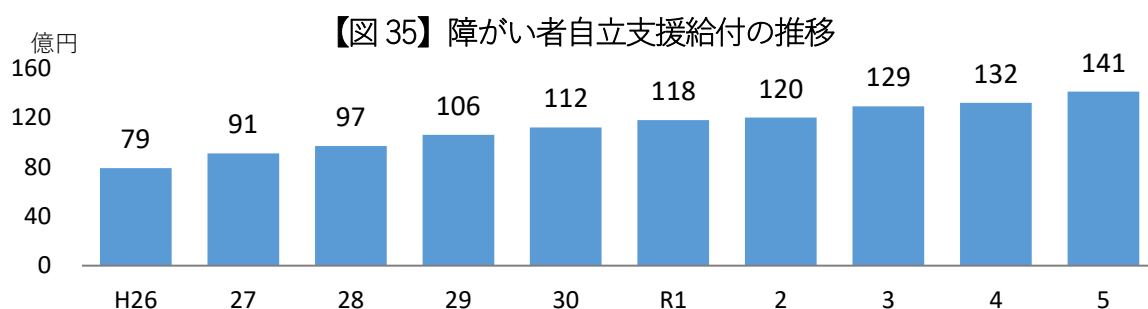
【図 34】生活保護率の推移



ウ 障がい者自立支援関連経費

平成 18 年度に施行された「障害者自立支援法」による障がい者の総合的な自立支援システムとして、介護給付・訓練等給付・自立支援医療などの自立支援給付、地域生活支援事業などのサービスを提供しています。自立支援給付費は、平成 26 年度が 79 億円でしたが、令和 5 年度には 141 億円、62 億円の大幅増となっています。)

その要因は、障がい者の重度化及び高齢化、精神障がい者の増加などに伴い、サービスを提供する事業者数も増加し、サービス事業量が大幅に拡大されてきたことによるものです。(図 35・36)

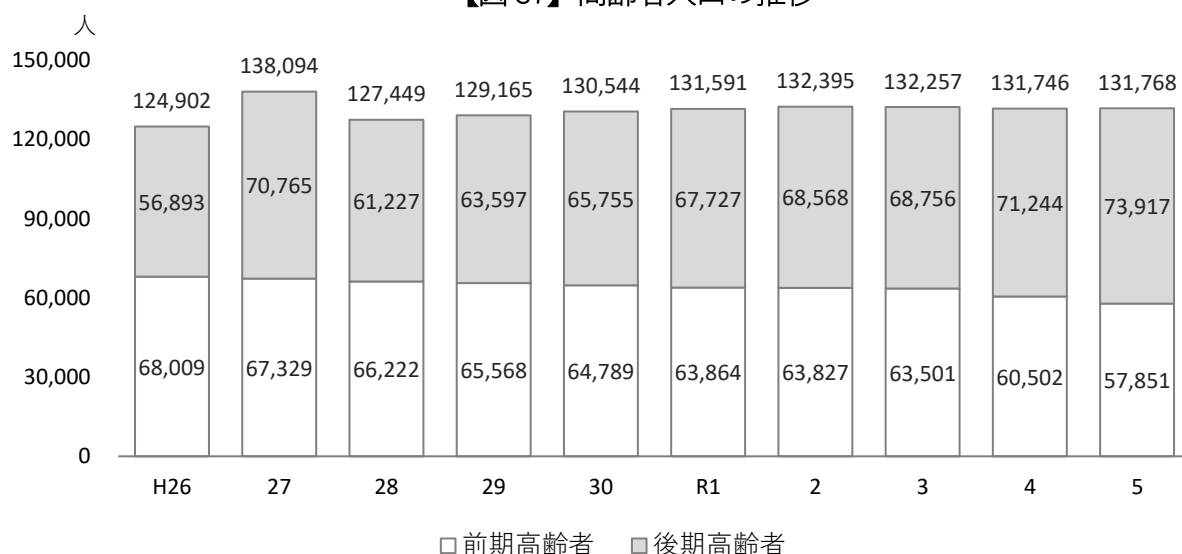


② 特別会計への繰出金

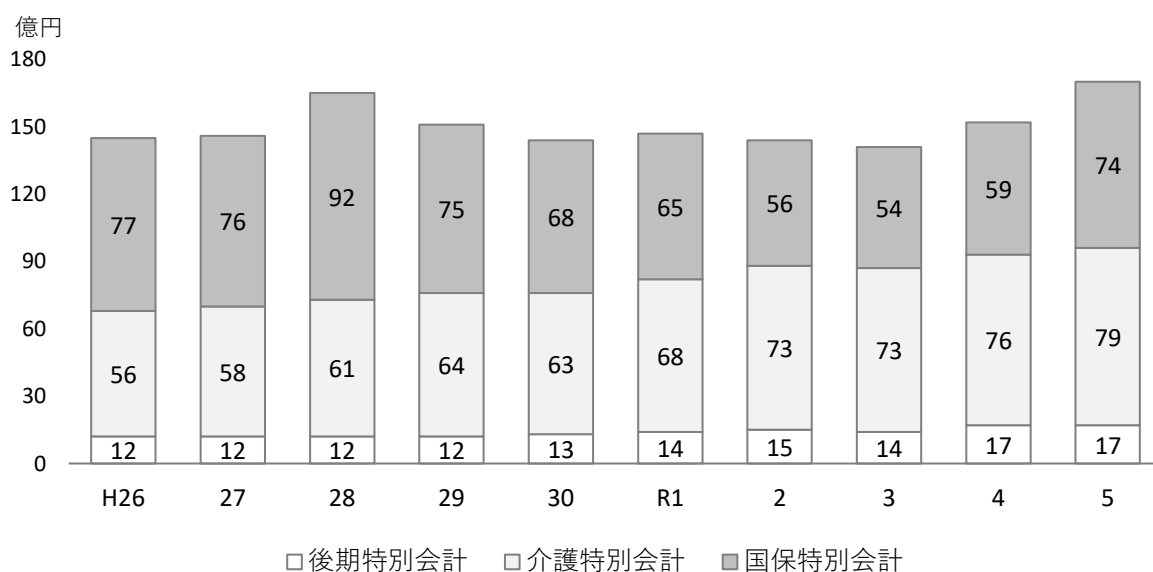
高齢者人口、特に後期高齢者人口の増加により、医療費や介護サービス費の増加傾向が顕著となっており、医療費の増加や介護需要の増大などが見込まれます。区では、社会保障費の一環である国民健康保険事業・介護保険事業・後期高齢者医療事業は、特別会計で経理することが法令上に定められています。

それぞれの特別会計では、法令に基づき、区に一定の負担が義務づけられている法定繰出金とともに、特別会計で財源不足が生じる場合には、普通会計から繰出金として補てんする法定外繰出金があります。(図 37・38)

【図 37】 高齢者人口の推移



【図 38】 普通会計から特別会計への繰出金の推移



ア 国民健康保険事業

平成 30 年度の国民健康保険制度改革により、東京都も保険者となり、国民健康保険事業の責任主体として、財政運営の安定化を図ることとなりました。この制度改革では、原則、保険事業の運営は保険料収入と国・東京都・区の公費負担によるものとし、現時点で措置している財源不足の補てんを目的とする、普通会計からの法定外繰出金の解消が求められています。

国民健康保険事業特別会計への繰出金は、制度改正があった平成 30 年度以降はと減少傾向にありましたが、令和 5 年度は 74 億円と増加しています。(図 38)

イ 介護保険事業

高齢者人口の増加に伴い、介護サービスの需要が高まり、特別会計への繰出金は増加の一途をたどっています。

介護保険事業特別会計への繰出金は、平成 26 年度の 56 億円から、令和 5 年度は 79 億円と、10 年間で 23 億円増えています。(図 38)

介護保険事業は、様々な介護サービスの提供にあたり、一般的には保険料で 50%、国が 25%で、東京都及び区が 12.5%をそれぞれ負担することが、基本的な仕組みとなっています。

ウ 後期高齢者医療事業

75 歳以上の方に係る医療について、財政基盤の安定化を図る観点から、平成 20 年度に後期高齢者医療制度が開始され、都内の全区市町村が加入する広域連合が運営主体となり、各自治体に後期高齢者医療事業会計が設置されました。

後期高齢者医療事業は、高齢者の保険料が 1 割、後期高齢者支援金（若年者の保険料）が 4 割とし、残りは公費負担として、国が 12 分の 4、東京都と区が 12 分の 1 をそれぞれ負担します。

後期高齢者医療事業特別会計への繰出金は、平成 26 年度 12 億円、平成 30 年度 13 億円、令和 5 年度 17 億円で推移しています。

2 基金の現状

基金は、長期的視点に立って、財政の健全な運営を図るため、将来の行政需要に備えて、条例により設置しているものです。

基金には、特定の目的のために積み立てる「積立基金」と、特定の目的のために定額の資金を運用する「運用基金」があります。

（１） 積立基金

積立基金には、「財政調整基金」「減債基金」「義務教育施設整備基金」など、計 13 の基金があります。

「財政調整基金」は、経済情勢の変動などによって財源が著しく不足する場合などに取崩すことにより、年度間の財源の不均衡を調整し、財政の健全な運営を図るものであり、基金の使途は限定されません。

「減債基金」は、地方債の元利償還のために設けられた基金で、その他の積立基金は、学校・公共施設の改築や鉄道立体化事業などのための財源の確保を目的として、「義務教育施設整備基金」「公共施設等整備基金」「東武東上線連続立体化事業基金」などの基金があり、条例で定められた基金の設置目的のために使用する場合のみ取り崩すことができます。

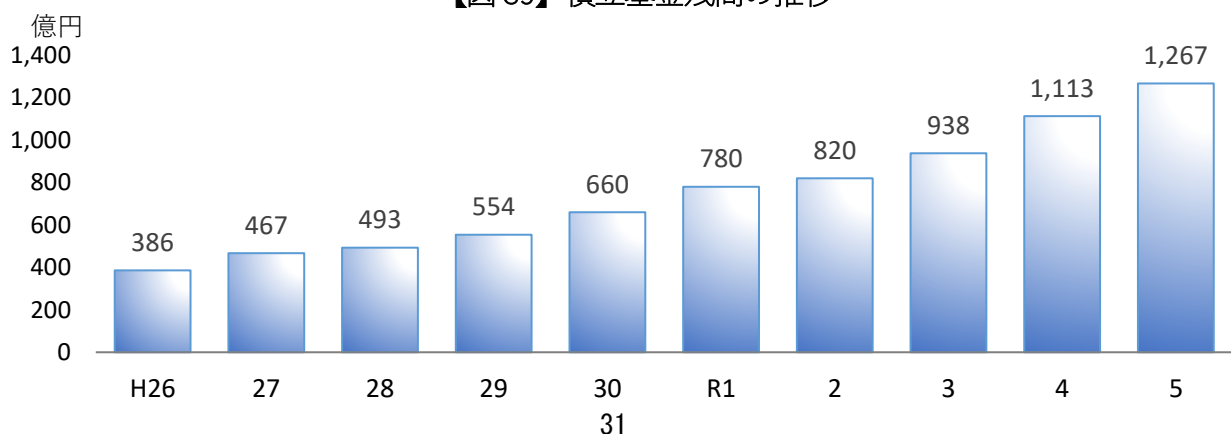
（２） 運用基金

運用基金には、「奨学資金貸付基金」「美術資料収集基金」「災害対策基金」があり、基金の原資を運用することにより、条例の目的に沿って特定の事務又は事業を運営するものです。例えば、「奨学資金貸付基金」は基金残高の範囲内で貸付を行い、その後、貸付元金の償還金を基金に収入し、改めて貸付を行う資金として、順次、回転運用される基金です。

（３） 積立基金残高の推移

平成 27 年度以降、景気変動時においても、安定した財政運営を行える強固な財政基盤の確立、並びに公共施設の更新需要に対応するため、「財政運営指針」、「基金及び起債活用方針」を策定し、財政調整基金、義務教育施設整備基金、公共施設等整備基金を中心に、計画的に積立を行ってきました。その結果、令和 5 年度末には、積立基金の残高は 1,267 億円となっています。（図 39）

【図 39】 積立基金残高の推移



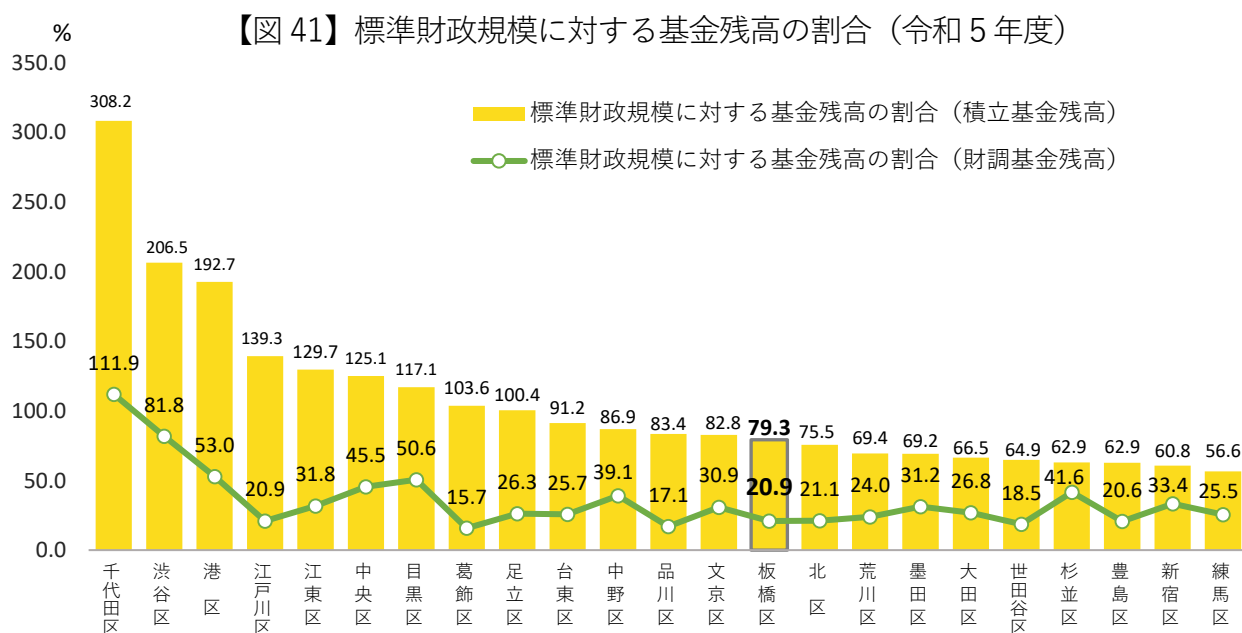
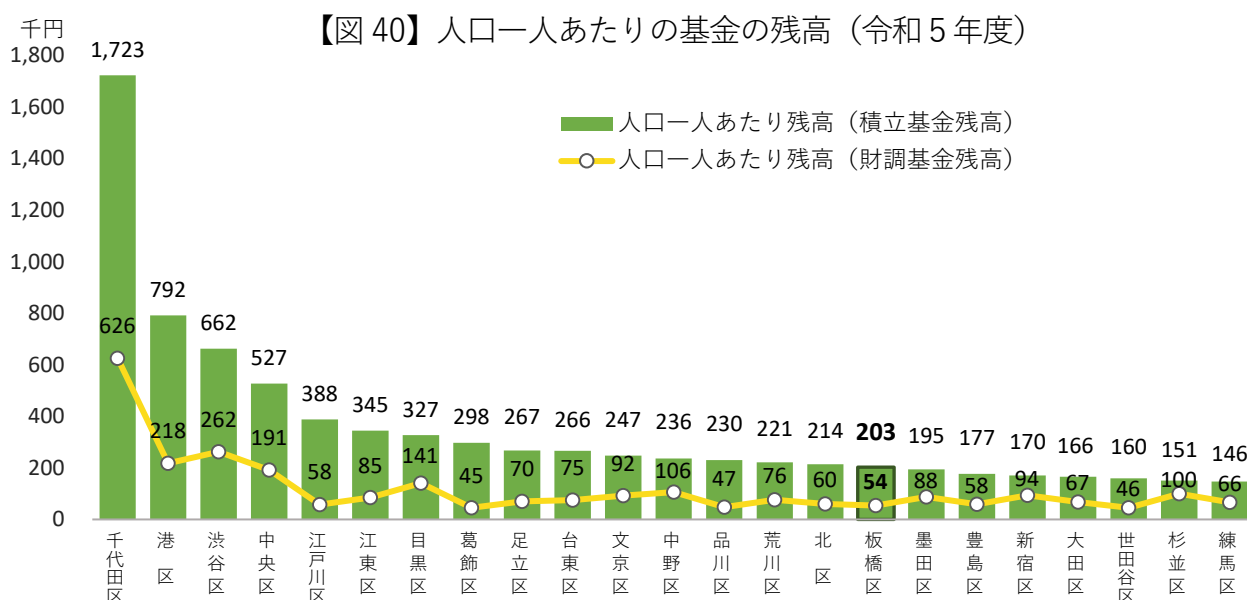
財政調整基金は、平成 25 年度以降、景気回復に伴い特別区交付金などの歳入環境が改善したこと、世界同時不況のような急激な財政状況の悪化に備え、「基金活用計画」に基づき積み立てを行い、令和 5 年度は 308 億円の残高となりました。

東武東上線連続立体化事業基金は、円滑に事業を推進するため、中長期的な財源確保が必要不可欠であることから、令和元年度に新設し、45 億円を積み立て、令和 3 年度には、事業認可における計画事業費の変更に伴い、20 億円を積み増し、令和 5 年度の残高は 62 億円となりました。

(4) 他区との比較

令和 5 年度の積立基金の区民一人当たり残高では 16 番目、財政調整基金では 20 番目となっており、23 区の中では、基金残高は低いランクとなっています。

また、標準財政規模に対する基金残高の割合では、積立基金残高で 14 番目、財政調整基金残高 18 番目となっています。(図 40・41)



(5) 財政調整基金の必要性

財政調整基金は、経済事情の変動等に伴う不足財源の補充、その他緊急を要し、または必要やむを得ない財政需要に対応するため、設置された基金です。景気後退による特別区交付金や特別区税などの減収に伴う一般財源の不足を補てんし、安定的な財政運営のために重要な役割があります。

平成3年のバブル経済崩壊後、景気低迷により、厳しい財政運営が継続し、平成11年度には残高が3億円台と過去最少となりました。その後も、低位を推移し、特別区税や特別区交付金の減収傾向が常態化する中、生活保護費や特別会計の繰出金の増加など、厳しい財政運営が継続しました。

この状況を克服するため、平成15年度には、区政の大胆な構造改革を行うため、公共サービスの民間開放、内部努力の徹底などを柱とする「板橋区経営刷新計画」を策定し、健全な財政基盤の確立を目指したところです。

平成18年度以降、景気回復の傾向がみられ、基金残高は増加傾向に転じ、21年度には139億円となりましたが、リーマンショックによる世界同時不況により、23年度には88億円にまで急減しました。また、平成23年度は70億円、平成24年度52億円、平成25年度40億円を財政調整基金から取り崩して、当初予算を編成してきました。このように、複数年にわたり、財源不足が生じる中、財政調整基金の活用により区民サービスを大幅に低下させることなく、区政を運営することができました。

その後、景気動向が好転する一方で、計画的な基金積立を行ってきた結果、令和5年度末の残高は308億円となり、健全な財政基盤の構築を着実に進めています。

また、今般の新型コロナウイルス感染症対策などのため、令和2年度8回、令和3年度10回、令和4年度5回、令和5年度は7回にわたり補正予算の編成を行いました。その際、財政調整基金を財源の一部として活用することにより、区民の安心・安全に必要な施策を展開できました。

なお、現行の「基金及び起債活用方針」（令和6年2月改訂）では、景気変動に左右されず、安定的に区民サービスを提供していくとともに、コロナ禍のような社会経済情勢の急変に伴う緊急の財源活用のため、基金残高の目安を標準財政規模の20～30%と定めています。（図42）

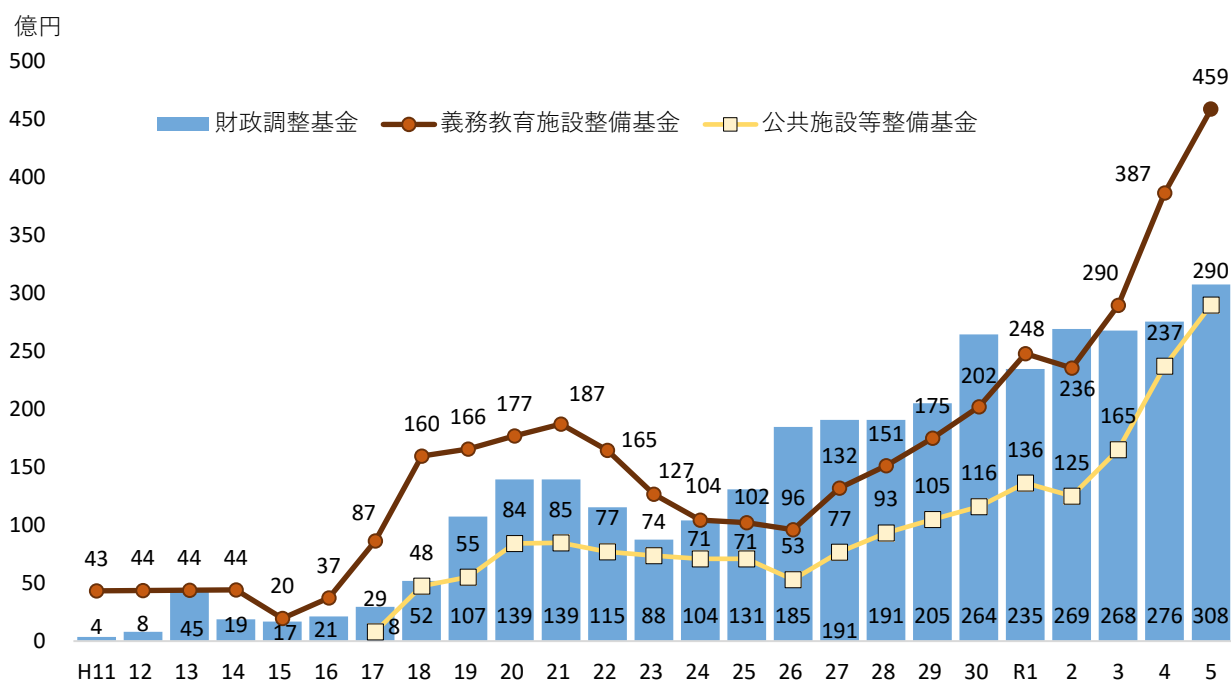
（６） 義務教育施設整備基金・公共施設等整備基金の積立の必要性

小・中学校を含めた公共施設の改築・長寿命化改修にあたっては、国・都支出金はもとより、当該年度の特別区税等の「一般財源」、将来の区民が負担する「特別区債」、過去の区民負担に基づき積み立てた「基金」の３つの財源を計画的に活用していくことが求められています。

「基金及び起債活用方針」では年間積立額を、義務教育施設整備基金は 25 億円、公共施設等整備基金には 22 億円としています。

平成 26 年度以降は、令和 2 年度に一時的に減少したものの、着実に積み立てを行い、令和 5 年度末の残高は、義務教育施設整備基金 459 億円、公共施設等整備基金 290 億円となっています。景気動向により、当該年度の「一般財源」が減少する際には、「起債及び基金活用方針」に則り、財源の不足を「特別区債」による借入や「基金」からの繰入を行い、改築事業等を進めていきます。（図 42）

【図 42】 義務教育施設整備基金及び公共施設等整備基金の推移



3 国による不合理な税制改正について

国は、「地方創生の推進」と「税源偏在是正」の名のもと、東京都をはじめとする一部の大都市部に税収が偏在しているとして、法人住民税の一部国税化、地方消費税の清算基準の見直し及びふるさと納税等の不合理な税制改正により、区の貴重な税源を一方的に奪っています。

特に、令和2年度における、特別区交付金の前年度比73億円の大幅な減収は、消費税率の10%引上げに際して実施された法人住民税の一部国税化の拡大による影響が主な要因の一つとなっています。

国の不合理な税制改正による税源の収奪は看過できるものではなく、地方税の原則を歪め、地方分権に逆行する税制改正を早期に見直すべきです。

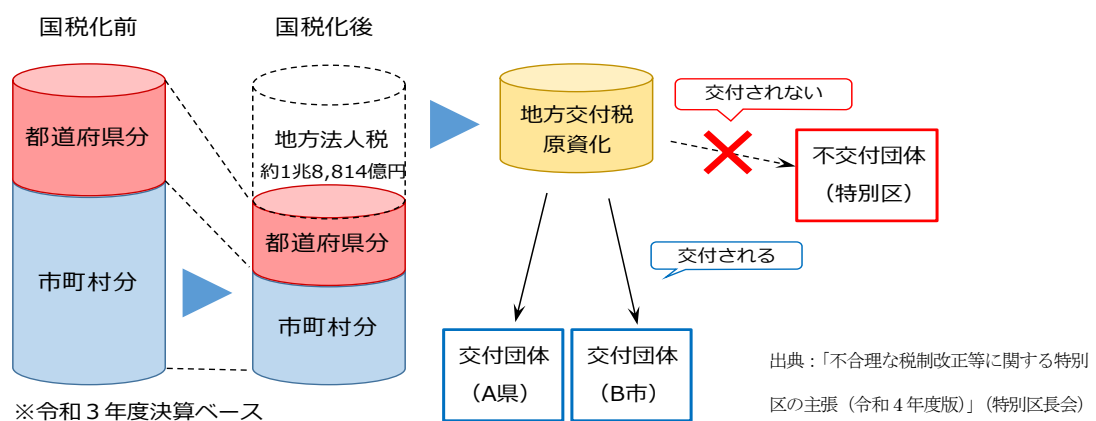
(1) 法人住民税の一部国税化

法人住民税は、法人が地方自治体から受ける行政サービスの対価として負担を求める自治体固有の財源であり、23区においては、特別区交付金の財源の一部です。

国は、消費税率5%から8%、8%から10%の引き上げに際し、大都市の税源の偏在是正を目的として、法人住民税の税率を引き下げたうえで、引き下げた税率分を地方法人税として徴収し、地方交付税の原資に加える税制改正を行いました。

法人住民税の一部国税化は、応益負担や負担分任という地方税の本旨を無視したものです。本来、地方財源の不足や地域間の税収等の格差については、国の責任において、地方交付税財源の法定率を引き上げ調整するべきと、国に求めています。

法人住民税の国税化（イメージ）

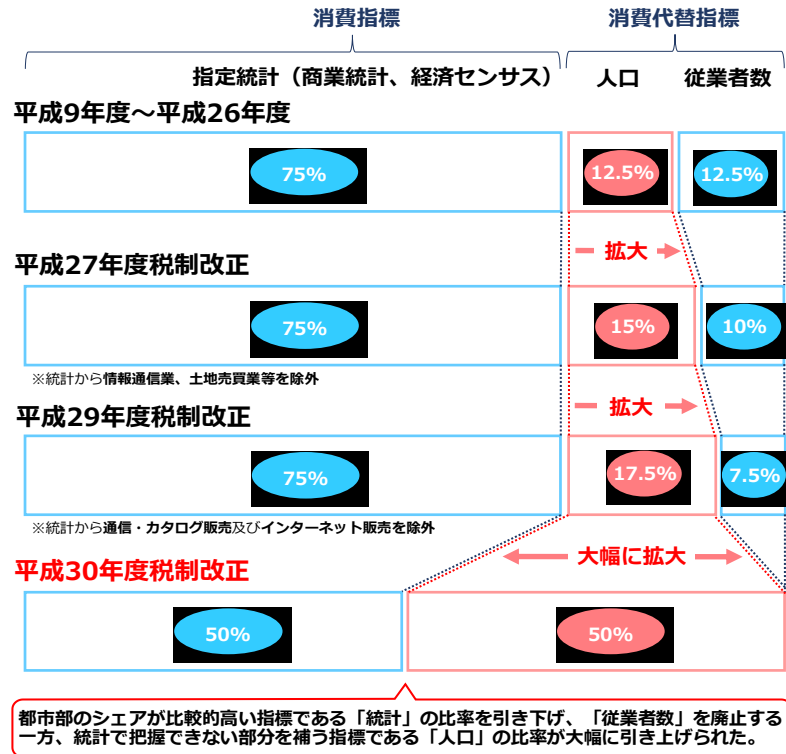


(2) 地方消費税の清算基準の見直し

平成30年度税制改正では、人口の比率を大幅に引上げ、従業員数の基準数値を廃止する等の不合理な見直しの結果、特別区の減収額は増加しています。

清算基準については、「税収の最終消費地に帰属させる」という本来の趣旨に沿った基準に見直すべきです。

国による不合理な地方消費税の清算基準の見直しの推移



出典：「不合理な税制改正等に関する特別区の主張（令和4年度版）」（特別区長会）

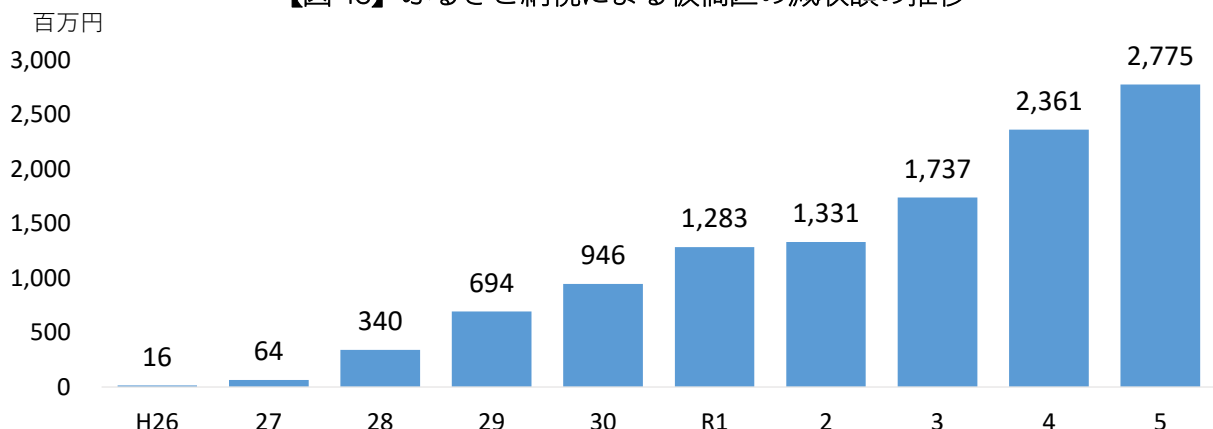
（３）ふるさと納税

ふるさと納税は、ふるさとや地域団体の様々な取組を応援する気持ちを形にする仕組みとして創設されました。名称は「納税」ですが実質的には「寄附」であり、返礼品を期待した利用が多い実態があります。しかし、個人住民税所得割額の控除上限が１割から２割へ拡大、ワンストップ特例制度の創設により、自治体間の過剰な返礼品競争を引き起こし寄附額が激増しました。特別区民税における減収額は年々増加し、令和４年度の本区の影響額は２３億円、令和５年度には２７億円を超え、今後はさらに増加すると見込まれます。（図４３）

平成２７年度から適用された「ふるさと納税ワンストップ特例制度」は、本来、全額を所得税から控除するところ地方税に肩代わりさせるものです。

返礼品を寄附額の３割以下にするなどの手直しは行われましたが、「ワンストップ特例制度」の廃止をはじめ、この制度が抱える根本的な問題を見直すべきです。

【図４３】 ふるさと納税による板橋区の減収額の推移



3 新型コロナウイルス感染症等対策の取組

新型コロナウイルス感染症は、令和2年3月下旬以降、感染が急拡大し、度重なる緊急事態宣言の発出による移動の制限など、区民生活や地域経済への大きな影響を及ぼしました。

この間、区政も大きな影響を受け、感染拡大防止、予防の徹底と社会経済活動の両立をめざし、新型コロナウイルス感染症対策、コロナ禍における区民生活及び区内事業者への支援など、国や東京都を含め、区独自の施策を実施するため、令和2年度8回、令和3年度10回、令和4年度6回、令和5年度7回の補正予算を編成しました。

区民の安心・安全を最優先に、感染症の拡大防止・予防行動を徹底するとともに、令和4年度における原油高に端を発した物価高騰を含め、区民生活支援や地域経済対策にも積極的に取り組んできたところです。

以下は令和2年度から6年度の補正予算における主な「新型コロナウイルス感染症等対策」の取り組みです。

1号補正（R2.5.15議決）

（単位：千円）

款	事業名	補正内容	補正額
1 総務費	特別定額給付事業	一人につき10万円の給付	57,979,626
2 福祉費	子育て世帯への臨時特別給付金	児童手当を受給する世帯に対する、児童一人あたり1万円の臨時特別給付金の支給	597,374
3 衛生費	新型コロナウイルス検査・医療体制等支援事業経費	(1)板橋区PCRセンター開設 (2)PCR検査実施医療機関支援 (3)PCR検査の民間検査期間利用 (4)入院医療機関支援 (5)相談窓口拡大	920,600
4 教育費	家庭学習通信環境整備支援事業	(1)YouTubeによる講義動画配信 (2)区立中学校3年生全員へタブレットとモバイルルーター一律貸与による通信環境整備	149,400
5 保険給付費 (国保会計)	傷病手当金の支給	新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給	30,000

2号補正（R2.6.10議決）

（単位：千円）

款	事業名	補正内容	補正額
1	生活困窮者自立支援事業経費	住居確保給付金の支給要件の拡大に要する経費	24,917
2	福祉費	児童育成手当臨時特別給付金支給経費	210,000
3	地域型保育事業経費ほか6事業	保育所等の登園自粛に伴う利用者負担額の減免及び返還、また、保育所等に対する感染防止用備品等購入助成に要する経費	243,626
4	衛生費	防疫措置	66,771
5	産業融資利子補給	緊急特別融資の新たな加算項目の要件に適合する事業者への利子補給の加算に要する経費	31,846
6	産業経済費	小規模事業者緊急家賃助成事業経費	1,030,336

3号補正（R2.6.19議決）

（単位：千円）

款	事業名	補正内容	補正額
1	福祉費	ひとり親世帯臨時特別給付金支給経費	662,059
2		認証保育所保育料等負担軽減経費	30,168

4 号補正（R2.7.29議決）

（単位：千円）

款	事業名	補正内容	補正額
1	総務費 文化・国際交流推進経費	「アーティストバンクいたばし」登録アーティストから動画を募集し、採用作品に支援金として10万円を支給	15,000
2	福祉費 臨時福祉商品券給付事業経費	低所得者に対する1人あたり10,000円分の区内共通商品券等の配付	1,260,431
3	衛生費 新型コロナウイルス検査・医療体制等支援事業経費	新型コロナウイルス感染症患者入院病床を整備する医療機関への整備費助成に要する追加経費	90,000
4	産業経済費 商工業振興経費	(1)区内小規模店におけるキャッシュレス決済により、20%還元キャンペーンを実施 (2)プレミアム率50%のいたばしプレミアムバルチケットの販売	289,495
5	教育費 要保護及び準要保護児童・生徒の保護者に対する就学援助費	家計が急変した児童・生徒の保護者に対する就学援助の特例認定実施	34,359

5 号補正（R2.10.13議決）

（単位：千円）

款	事業名	補正内容	補正額
1	生活困窮者自立支援事業経費	住居確保給付金の支給に要する経費	507,459
2	福祉費 福祉園運営経費ほか1事業	(1)区立福祉園及び障がい者福祉センターにおける感染症対策物品の購入等 (2)同施設職員に対する慰労金の支給	39,604
3	生活保護法施行扶助費	生活保護受給者申請件数及び受給者数の増加を見込んだ生活保護法施行扶助費の支給に要する経費	776,000
4	衛生費 疾病予防・相談事業経費	(1)区負担の診療報酬等の増に要する経費 (2)感染拡大に伴う里帰り出産等の増加を見込んだ定期予防接種費用助成に要する経費	90,379

6号補正（R2.11.30議決）

（単位：千円）

款	事業名	補正内容	補正額
1	東京都との共同による感染拡大防止対策推進事業経費	介護サービス施設及び障がい福祉サービス等事業所におけるPCR検査等の感染拡大防止対策の支援	34,250
福祉費			
2	新生児臨時特別給付金支給経費	特別定額給付金の対象とならなかった令和2年4月28日以降に出生した新生児を対象とした、区独自の臨時特別給付金（1人あたり5万円）の支給	224,272
3	衛生費 予防接種	区が実施する高齢者インフルエンザ定期予防接種に係る自己負担金の無料化	335,033
4	商工業振興経費	商店街運営に係る経費の助成	62,100
5	産業経済費 （公財）板橋区産業振興公社助成経費	令和2年8月に創設した「新型コロナウイルス感染症拡大防止事業助成金」及び「営業活動促進事業助成金」の申請増に要する経費	52,000

7号補正（R3.2.18議決）

（単位：千円）

款	事業名	補正内容	補正額
1	新型コロナウイルスワクチン接種事業経費	新型コロナウイルスワクチンの接種に向けた体制の整備、円滑な接種の実施	4,270,387
衛生費			
2	新型コロナウイルス医療体制支援事業経費	自宅療養患者等の症状変化、深刻化などに対応する、夜間・休日の電話相談・救急往診体制の整備	35,063
3	産業経済費 営業時間短縮感染拡大防止協力金給付事業経費	東京都の「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」の給付決定区内飲食店等に対する、区独自の感染拡大防止協力金の給付	619,550

8号補正（R3.3.2議決）

（単位：千円）

款	事業名	補正内容	補正額
1	新型コロナウイルス医療体制支援事業経費	新型コロナウイルス対策に係る病院間連携体制構築等	67,250
衛生費			
2	防疫措置	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う入院患者医療費への対応	88,571
3	資源環境費 不燃ごみ資源化	新型コロナウイルス感染症拡大による不燃ごみ量増加への対応に要する経費	23,039
4	教育費 あいキッズ事業経費	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う午前中開所に要する経費	34,016

令和3年度

1号補正（R3.4.27議決）

（単位：千円）

款	事業名	補正内容	補正額
1	子育て世帯生活支援特別給付金支給経費	低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給	336,201
福祉費	東京都との共同による感染拡大防止対策推進事業経費	高齢者施設及び障がい児（者）福祉施設の利用者等に対するPCR検査等の感染症対策実施時の費用の支援	13,576
3 産業経済費	地域経済活性化・生活応援事業経費	キャッシュレス決済ポイント還元事業及びプレミアム付商品券（紙）事業の実施	904,223

2号補正（R3.6.17議決）

（単位：千円）

款	事業名	補正内容	補正額
1 総務費	庁舎維持管理経費	公共工事の実施にあたり、事業者の資金調達の安定化を図るため、契約先に対する前金払いの限度額を増額	100,000
2	（公財）板橋区文化・国際交流財団運営助成	区内アーティストバンクいたばし登録者に対する活動支援	27,600
3 福祉費	子育て世帯生活支援特別給付金支給経費	低所得のひとり親世帯（第1号補正で計上済）以外の子育て世帯を対象とした子育て世帯生活支援特別給付金の支給	490,737
4	私立保育所保育運営経費ほか7事業	保育施設等のコロナ感染症拡大防止対策かかり増し経費（人件費・消耗品）等の助成	128,405
5 衛生費	新型コロナウイルス検査等支援事業	介護者罹患時における要介護者入院可能医療機関の確保と、車移動や入院等に係る経費の一部を負担	14,200
6	新型コロナウイルスワクチン接種事業経費	新型コロナウイルスワクチンの個別接種について、休診日の接種体制の確保と、ワクチン接種実施医療機関に対する接種単価の上乗せ支援	843,480
7 産業経済費	信用保証料補助	令和3年度から創設した「経営安定化特別融資」に係る信用保証料補助の増に要する経費	251,339

3号補正（R3.6.17議決）

（単位：千円）

款	事業名	補正内容	補正額
1 福祉費	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給経費等	社会福祉協議会の生活福祉資金の特例貸付けを利用できない世帯に対する、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の支給	881,670

4号補正（R3.10.12議決）

（単位：千円）

	款	事業名	補正内容	補正額
1	総務費	(公財)板橋区文化・国際交流財団運営助成	アーティストバンクいたばし登録者に対する活動支援に関する追加経費	16,660
2	福祉費	東京都との共同による感染拡大防止対策推進事業経費	高齢者施設利用者等に対するPCR検査等感染症対策を実施した場合の費用の支援	11,570
3	衛生費	疾病予防・相談事業経費	(1)患者移送に要する経費 (2)区が負担する診療報酬等の増に要する経費	2,942,051
4		新型コロナウイルスワクチン接種事業経費	新型コロナウイルスワクチン接種の回数増等に要する経費	657,486
5	産業経済費	中小企業者事業継続支援金給付事業経費	区内事業者等に対する区独自の事業継続支援金の給付	1,260,878

5号補正（R3.10.12議決）

（単位：千円）

款	事業名	補正内容	補正額
1 衛生費	新型コロナウイルス検査・医療体制等支援事業経費	区が委託する支援医療機関(板橋区医師会)による健康観察、救急往診、電話相談及び急変時の一時入院手配等を行う「自宅療養者医療サポート事業」の実施	152,000

6号補正（R3.10.27議決）

（単位：千円）

	款	事業名	補正内容	補正額
1	衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業経費	新型コロナウイルスワクチン追加接種(3回目接種)実施	762,000

7号補正（R3.12.10 議決）

（単位：千円）

款	事業名	補正内容	補正額
1	福祉費	子育て世帯等臨時特別支援事業経費	子育て世帯に対する臨時特別的な現金5万円の給付
			3,374,000

8号補正（R3.12.17議決）

（単位：千円）

	款	事業名	補正内容	補正額
1	福祉費	子育て世帯等臨時特別支援事業経費	子育て世帯に対する臨時特別的な現金5万円の給付(年内一括給付のための追加経費)	3,354,000

9号補正（R4.1.17議決）

（単位：千円）

款	事業名	補正内容	補正額
1	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	住民税非課税世帯等への臨時特別給付（1世帯あたり現金10万円給付）	9,390,587
2	福祉費	私立保育所保育運営経費	218,712
3	地域型保育事業経費	保育士等の収入を3%程度引き上げ、処遇改善に要する経費	56,402
4	認証保育所運営等助成経費ほか5件		24,756
5	教育費	私立幼稚園事業経費	12,000
6	あいキッズ事業経費	幼稚園教諭等の収入を3%程度引き上げ、処遇改善に要する経費	47,543

令和4年度

1号補正（R4.6.10議決）

（単位：千円）

款	事業名	補正内容	補正額
1	福祉費	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	365,587
2	福祉費	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	2,750,253
3	保育施設等	保育施設等における、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のかかり増し経費（消耗品等）及び施設整備の補助に係る経費	392,128
4	衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業経費	1,063,831
5	産業経済費	（仮称）いたばしPay加速化支援	275,120
6	教育費	幼稚園・あいキッズにおける新型コロナウイルス感染症対策	21,460
7	GIGAスクール環境充実によるコロナ対策	オンライン授業等に必要なICT機器等や各校にモバイルルーターを配備するための経費	72,712

2号補正（R4.7.22議決）

（単位：千円）

款	事業名	補正内容	補正額
1	いたばし生活支援臨時給付金	国の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の対象外となった、生活に困窮する世帯に対し、区独自の「いたばし生活支援臨時給付金」を支給	990,489
2	福祉費 いたばし子育て支援臨時給付金	物価高騰等に直面する区内すべての子育て世帯（中学3年生まで）に対し、区独自の「いたばし子育て支援臨時給付金」を支給	1,275,799
3	高校生等医療費助成準備経費	「高校生等医療費助成」（令和5年4月開始予定）を実施するための準備（システム改修・医療証送付経費等）に要する経費	21,712
4	産業経済費 いたばしPayの拡充及びプレミアム付商品券事業	いたばしPayの拡充（プレミアム率：20%→30%）及びプレミアム付商品券事業（プレミアム率：30%・1万円（1万3千円分）×5万冊販売）	375,000

3号補正（R4.10.11議決）

（単位：千円）

款	事業名	補正内容	補正額
1	保育園管理運営経費	食材料費の高騰を受けた区立保育園給食の食材料購入費の増額	8,918
2	福祉費 東京都との共同による感染拡大防止対策推進事業経費	高齢者施設が実施するPCR検査等費用の補助 【補助内容】PCR検査@2万円、抗原検査@7,500円 【対象者】新規入所者、病院からの退院者	6,624
3	福祉施設物価高騰対策支援金	物価高騰の影響を受けている介護施設・障がい者施設・保育施設に対する支援金の支給	353,079
4	衛生費 新型コロナウイルスワクチン接種事業経費	オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種体制確保に要する経費	1,349,709
5	教育費 私立幼稚園物価高騰対策支援金	物価高騰の影響を受けている私立幼稚園に対する支援金の支給	83,655

4号補正（R4.10.11議決）

（単位：千円）

款	事業名	補正内容	補正額
1	衛生費 予防接種	令和4年10月からの高齢者インフルエンザ定期予防接種に係る、自己負担額（2,500円）無料化実施	345,000

5号補正（R4.10.28議決）

（単位：千円）

款	事業名	補正内容	補正額
1	福祉費	電力・ガス・食料品等 価格高騰緊急支援給付金	国が物価高騰対策として実施する「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」（住民税非課税世帯等対象 1世帯あたり5万円）の支給
2	産業経済費	エネルギー価格高騰対策 支援事業経費	エネルギー価格高騰の影響を受けている中小企業者等に対する、設備機器類の更新に係る経費の助成

令和5年度

1号補正（R5.3.23議決）

（単位：千円）

款	事業名	補正内容	補正額
1	衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種 事業経費	国が示した令和5年度における新型コロナワクチン接種（追加接種及び現行接種事業の継続）に必要な経費

2号補正（R5.5.25議決）

（単位：千円）

款	事業名	補正内容	補正額
1	福祉費	いたばし生活支援 臨時給付金	エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯等に対する緊急支援に要する経費
2		いたばし子育て支援 臨時給付金	国の物価高騰対策による低所得の子育て世帯に対する緊急支援に要する経費

3号補正（R5.6.23議決）

（単位：千円）

	款	事業名	補正内容	補正額
1	福祉費	東京都との共同による感染拡大防止対策推進事業経費	高齢者施設及び障がい者施設の利用者等に対し、PCR検査等の費用を支援	7,490
2	資源環境費	地球温暖化防止対策	いたばし環境アクションポイント事業に参加登録し、エネルギー使用量削減を達成した家庭のうち、省エネ家電を設置した者に対して追加付与するポイントを倍増	2,665
3		キャッシュレス決済推進事業	「いたばしpay」利用者に対するポイント還元事業のパーセンテージを増加し、地域経済活性化とキャッシュレス決済のさらなる推進に要する経費	172,853
4	産業経済費	プレミアム商品券発行助成	物価高騰の影響を受けた生活者を支援し、消費の下支えするため、プレミアムの付いた商品券(20%)を10万冊(総額12億円)発行	296,000
5		公衆浴場支援	燃料費等の高騰を踏まえ、区内の公衆浴場の営業に必要な燃料費等の一部を緊急的に助成する「板橋区公衆浴場燃料費等緊急補助金」の助成期間延長に要する経費	33,600
6	教育費	学校給食費無償化経費	物価高騰の影響により負担が増している子育て世帯の負担軽減を図るため、区立小・中学校(天津わかしお学校を含む)児童・生徒の給食費を無償化	904,000
7		私立幼稚園に係る新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金	私立幼稚園における新型コロナウイルス感染症が発生した時のかかり増し経費(消耗品等)の補助に係る経費	10,464

4号補正（R5.10.6議決）

（単位：千円）

款	事業名	補正内容	補正額	
1	福祉費	介護保険制度運営経費(事務費) (社会福祉費)事務諸経費 私立保育所保育運営経費ほか5事業	物価高騰の影響を受けている介護施設・障がい者施設・保育施設に対し、令和5年度下半期分の支援金を支給するために必要な経費	283,995
2		東京都との共同による感染拡大防止対策推進事業経費	重症化リスクの高い高齢者の感染予防目的として、高齢者施設が実施するPCR検査等費用の補助事業について、期限を延長する経費	6,060
3	産業経済費	商工業振興経費(公衆浴場支援)	燃料費及び電気料金の高騰等を踏まえ、区内の公衆浴場の営業に必要な燃料費等の一部を緊急的に助成する「板橋区公衆浴場燃料費等緊急補助金」について、令和6年3月まで助成期間を延長	31,200
4	教育費	(幼稚園費)事務諸経費	物価高騰の影響を受けている私立幼稚園に対して令和5年度下半期分の支援金を支給するために必要な経費	15,106

5号補正（R5.12.14議決）

（単位：千円）

款	事業名	補正内容	補正額
1 福祉費	いたばし生活支援臨時給付金	国の物価高騰対策による低所得世帯等への追加支援に要する経費	5,788,400
2 産業経済費	キャッシュレス決済推進事業	「いたばしpay」利用者に対するポイント還元事業のパーセンテージを増加し、地域経済活性化とキャッシュレス決済のさらなる推進に要する経費	527,000
2 産業経済費	産業融資利子補給及び信用保証料補助	新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰の影響により、事業活動に支障が出ている区内中小企業者等を対象に実施している「経営安定化特別融資」について、融資あっせん申込の受付期間を延長	118,746

6号補正（R6.2.14議決）

（単位：千円）

款	事業名	補正内容	補正額
1 福祉費	いたばし生活支援臨時給付金	国の物価高騰対策による低所得世帯に対する追加支援等に要する経費	600,000

令和6年度

1号補正（R6.4.16議決）

（単位：千円）

款	事業名	補正内容	補正額
1 福祉費	いたばし生活支援臨時給付金	国の総合経済対策における物価高への支援等に要する経費（定額減税の調整給付等）	6,010,000

2号補正（R6.6.24議決）

（単位：千円）

款	事業名	補正内容	補正額
1 衛生費	予防接種（高齢者新型コロナワクチン定期接種事業）	予防接種法に基づき、新型コロナワクチンを定期接種（B類）として実施するための経費	700,887

3号補正（R6.10.11議決）

（単位：千円）

款	事業名	補正内容	補正額
1 産業経済費	商工業振興経費（公衆浴場燃料費助成）	区内の公衆浴場の営業に必要な燃料費等の一部を助成する。（助成期間：令和6年10月～令和7年3月）	14,400

5号補正（R6.12.13議決）

（単位：千円）

款	事業名	補正内容	補正額
1 福祉費	いたばし生活支援臨時給付金	国の総合経済対策における物価高への支援に要する経費（低所得世帯等への給付金支給に要する経費）	3,288,000

6号補正（R7.2.13議決）

（単位：千円）

款	事業名	補正内容	補正額
1 福祉費	介護保険制度運営経費（事務費） （社会福祉費）事務諸経費 私立保育所保育運営経費ほか5事業	国の総合経済対策における物価高への支援に要する経費（介護施設・障がい者施設・保育施設に対し、令和6年度下半期分の支援金支給に要する経費）	332,749
2 教育費	（幼稚園費）事務諸経費	国の総合経済対策における物価高への支援に要する経費（私立幼稚園に対し、令和6年度下半期分の支援金支給に要する経費）	48,600

4 持続可能な財政運営に向けて

我が国の経済は、緩やかな回復が期待されている一方、物価上昇や、中東やウクライナ情勢、金融資本市場の変動等の影響が景気の下押しリスクとなる可能性が懸念されている状況にあります。

また、ふるさと納税など国による不合理な税制改正の恒常化に伴う影響に加えて、令和7年度税制改正大綱で示された所得課税の見直しによる、今後の区財政への影響は不透明な状況です。

このような社会経済状況においても、基本構想で掲げる区の将来像の具現化のために、定める計画事業の推進に向け、重点的な財源配分を行っていく必要があります。

将来的には、高齢者人口の増大による社会保障費、小中学校をはじめとした公共施設の更新需要、新型コロナウイルス感染症のようなパンデミックなど、様々な行政需要に対応していく必要があり、長期的な視点に立った財政運営が求められます。

日頃から財政規律に則り、歳入・歳出予算の精査を行い、収入確保に努め、財務体質の健全化を図り、弾力性に富んだ財政運営を行っていきます。

また、公共施設の更新需要など、将来需要の財源確保については、基金の積立・活用を計画的に行い、安定的な財政運営を図っていきます。

そのため、「板橋区財政運営指針」及び「基金及び起債活用方針」に基づき、景気変動などによる財政環境の悪化時においても、安定した財政運営が可能となる強固な財政基盤の構築をめざします。

今後とも、財政環境等の変化に応じて、指針及び方針の改訂を行いながら、持続可能な財政運営を進めていきます。

この財政白書のほか、板橋区の「財政」に関する資料は、区のホームページでもご覧になれます。

区ホームページへのアクセスはこちら→

